

第百四十七回国会 衆議院 大蔵委員会 議 録 第三号

平成十二年二月二十三日(水曜日)
午後六時二分開議

出席委員

委員長 金子 一義君

理事 衛藤征士郎君 理事 鴨下一郎君

理事 根本 匠君 理事 渡辺 喜美君

理事 北橋 健治君 理事 石井 啓一君

理事 鈴木 淑夫君 理事 大石 秀政君

理事 石原 伸晃君 理事 河井 克行君

理事 大野 功統君 理事 桜田 義孝君

理事 桜井 新君 理事 下村 博文君

理事 塩谷 立君 理事 高市 早苗君

理事 砂田 圭佑君 理事 村井 仁君

理事 林 幹雄君 理事 吉川 貴盛君

理事 村上誠一郎君 理事 岩國 哲人君

理事 渡辺 博道君 理事 河村たかし君

理事 岡田 克也君 理事 仙谷 由人君

理事 末松 義規君 理事 谷口 隆義君

理事 中川 正春君 理事 若松 謙維君

理事 並木 正芳君 理事 一川 保夫君

理事 安倍 基雄君 理事 西田 猛君

理事 遠増 拓也君 理事 矢島 恒夫君

理事 佐々木憲昭君

横光 克彦君

大蔵大臣 宮澤 喜一君

國務大臣 越智 通雄君

(金融再生委員会委員長) 村井 仁君

金融再生政務次官 小池百合子君

経済企画政務次官 大野 功統君

大蔵政務次官 尾原 榮夫君

政府参考人 (大蔵省主税局長) 中川 雅治君

政府参考人 (大蔵省理財局長)

政府参考人 (大蔵省理財局長)

政府参考人 (国税庁次長) 大武健一郎君

参考人 (日本銀行総裁) 連水 優君

参考人 (日本銀行行政政策委員会審議委員) 植田 和男君

参考人 (日本銀行副総裁) 山口 泰君

参考人 (大蔵委員会専門員) 田頭 基典君

委員の異動

二月二十三日

辞任 補欠選任

西川 公也君 吉川 貴盛君

安倍 基雄君 遠増 拓也君

同日 補欠選任

吉川 貴盛君 西川 公也君

安倍 基雄君 遠増 拓也君

同日 補欠選任

吉川 貴盛君 西川 公也君

安倍 基雄君 遠増 拓也君

同日 補欠選任

吉川 貴盛君 西川 公也君

安倍 基雄君 遠増 拓也君

同日 補欠選任

吉川 貴盛君 西川 公也君

安倍 基雄君 遠増 拓也君

同日 補欠選任

吉川 貴盛君 西川 公也君

安倍 基雄君 遠増 拓也君

同日 補欠選任

吉川 貴盛君 西川 公也君

安倍 基雄君 遠増 拓也君

同日 補欠選任

吉川 貴盛君 西川 公也君

安倍 基雄君 遠増 拓也君

同日 補欠選任

吉川 貴盛君 西川 公也君

安倍 基雄君 遠増 拓也君

同日 補欠選任

吉川 貴盛君 西川 公也君

安倍 基雄君 遠増 拓也君

同日 補欠選任

吉川 貴盛君 西川 公也君

安倍 基雄君 遠増 拓也君

内閣提出、平成十二年度における公債の発行の特例に関する法律案、租税特別措置法等の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び第百四十六回国会、大蔵省外三名提出、租税特別措置法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、参考人として日本銀行総裁連水優君、日本銀行副総裁山口泰君、日本銀行行政政策委員会審議委員植田和男君の出席を求め、意見を聴取し、政府参考人として大蔵省理財局長中川雅治君、大蔵省主税局長尾原榮夫君、国税庁次長大武健一郎君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと答ふ者あり〕

○金子委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○金子委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中川正春君。

○中川(正)委員 民主党の中川正春でございます。本格的な委員会議論になりましたので、私も張り切って質問をさせていただきますというふうな思いです。

きょうは、連水総裁、それから植田政策委員、せっかくおいでをいただきましたので、ありがとうございました。先にそちらの方の関連の、日銀の金融政策についてお尋ねをさせていただきますというふうな思いです。

私も改めて、去年からことしにかけての政策委員会の議事録を読み返してみました。その中をずっと時系列的に読んでみると、明らかに二つの潮流といえますか、三つぐらいかな、が見受けられるようであります。それぞれ、特に中原委員あ

るいは篠塚委員の少数意見というのが終始一貫してずっと貫かれておりまして、そんな中でちょうど中間的に最終的な日銀としての政策決定がなされてきている、そんな印象を受けたわけであります。

そんな中で、一つの見方として、今の経済の認識であります。連水総裁、時系列的に見てくる中で、やっぱ経済が底打ちをしながら次の段階に入ってきたな、そんな緊迫感があるように感じますね。それがこれから先起き上がってくるのか、それともまだデフレ傾向が続いていくのかということ、それぞれ見方が分かれているようでもあります。これは政策委員会としての議論はあるでしょうが、連水総裁自身がどう見ておられるか、これを改めてお尋ねさせていただきますというふうに思います。

○連水参考人 お答えいたします。

私の考えを申し上げさせていただきます。

景気は、足元持ち直してきているというふうな判断にしております。すなわち、海外経済の堅調などを背景にしまして、輸出は増加傾向をたどっております。設備投資も下がりと言っていると思いますが、さらに、これらを背景に生産が増加を続けてきております。こうした中で、企業収益や業況感の改善も明確になってきているように思いますし、民間需要をめぐります環境は徐々によくなっているという判断にしております。

ただ、目下のところ、設備投資や個人消費といった民間需要が自律的に回復していくかどうかというところにつきましては、いろいろ数字を見ておりますけれども、またミクロでいろいろものをみに行ったりもしておりますけれども、まだ全体として自律回復ができてきているというふうには判断できません。物価の方は、現状横ばいという

○金子委員長 これより会議を開きます。

ことでございますが、当面はおおむね横ばいで推移を続けるのではないかと思っております。

ただ、これから先、需給要因に由来するような潜在的な低下傾向が出てくるようなことが、万一起こるようなことがあつては困るということ、その点についても引き続き留意する必要があると思っております。

以上、申し上げたような情勢判断をもとにしまして、二月十日の金融政策決定会合では、二人の反対で、多数でゼロ金利政策継続を決定いたしました。

実は、あした、二月の第二回目の金融政策決定会合を開催することになっておりますが、政策委員の間で景気情勢を丹念に点検して、政策運営に誤りなきを期してまいりたいと思っております。

○中川(正)委員 これまでの景気の下支えというのが、いわゆる内部要因、特に内需拡大という本来の形のものではなくて、外部要因、公共事業等、それからアジアやあるいはアメリカの景気に支えられた輸出関連、これはいつか来た道ですが、こういうものを中心にして持ちこたえているのだというところ、これはそのとおりだというふうに私も思います。その上に立つて、これから先をどう見るかということが非常に分かれてくるのだらうというふうに思うのです。

これが徐々に内部要因に置きかわつてくるという見方をするエコノミストもおりますし、そうじゃないと、これはやはり無理なんだろう、非常に厳しいぞという見方をするエコノミストもいます。その上に立つて、ゼロ金利政策がずっと続いてきているわけでありまして、ここから先、どっちにしても、これから本格的に起き上がってくるよということになれば、このゼロ金利政策が解かれて、金利を自然な形に戻すというか、そういうことを模索していくのだらう。

逆に、これは本物じゃなくてまだまだデフレ傾向というのは厳しいよ、こういうふうな現実がなつてきた場合には、金利政策、これ自体はゼロ金利ですから動かすことはできない。動かすことは

できないというか、限界までずっとやってきたわけだから。

だから、これでじつとしておれるという状況でなくなつてきたとき、いわゆるデフレ傾向がまだまだ続いていくというふうな流れになつてきたときに、よく言われる量的緩和に移るだとか、あるいはある程度の思い切つた、また違った意味での金融政策にステージをはつきり変えていくのだというふうな、そんな選択肢が問われるわけでありまして、総裁としては、そうした意味では、そういうことが可能なかどうか。

可能なかどうかというのは、特にデフレ傾向がまだ続いていった場合に、これまでのゼロ金利政策だけで来た状況というのを転換していけるような、そういうツールというのを日銀として使う用意があるかどうか、その点について改めてお尋ねをしたいというふうに思います。

○速水参考人 私どもとしては、必ずしもゼロ金利政策が手詰まりになっているとは見ておりません。

第一に、ゼロ金利政策は、金利をほぼゼロで推移させるためには幾らでも資金を供給していくという極めて弾力的な政策でございまして、今、翌日物コールレートが〇・〇二%で、大体ずっとそれが続いておりますが、これを維持していくためには、金融市場局で随分毎日いろいろな道具を使いながら潤沢な資金を出して、それでその金利を維持していることとございまして。

経済情勢が改善していきます中でゼロ金利を維持していけば、その金融緩和効果というのは徐々に強まってくるものと思っております。事実、短期金利、中期金利、タム物金利、それから長期金利、いずれも低くずっと来ておりますし、さらに金融が株式市場の方にも回つて株価が上がつていく、あるいは企業にも潤沢な資金が供給されて低コストの経営ができていっているということ、ゼロ金利を維持していくことは決して手詰まりということではないと思っております。積極的な政策運営であるということとをまず御理解いただ

きたいと思ひます。

それから、その上で、まず、ここへ来て量的緩和について、昨年の秋ごろからいろいろな議論が内外で私どもの方にかかれてきておりますけれども、現状のゼロ金利政策のもとで日本銀行は金融市場に大量の資金供給をしております、その意味では既に十分な量的緩和をしていると言ふことができると思ひます。

ただ、マネタリーベースなどの目標値を設定することにしましては、そうした量的指標を厳密にコントロールできるものかどうかという、技術的にも疑問がございまして、量的な指標と実体経済との間に安定的な関係が維持できていけるのかどうかといったようなことも難しい問題であると思つております。また、適当でない、これまでの政策委員会では大体この判断で、私もはこの問題は今のところ取り上げておりません。

次に、調整インフレ率というの御承知のように出てきておりますが、これは、ある程度高いインフレ率を目標にしておいて、それを達成するたためであれば国債の大量買入れでも何でもやればいいじゃないかという議論でございまして。これは非常に危険な考え方であると思ひます。

物価の安定は、国民生活や企業活動にとりまして不可欠な条件でありますから、経済問題をインフレをもつて解決していこうというような誤つた方法をとるつもりは全くありません。

これでお答えになつていただかと思ひますが、よろしくお願ひします。

○中川(正)委員 これまで方々で主張されたことを改めて述べていただいたわけでありまして、その中で新しい要因というか、これから予期される問題が出てきております。

それは、一つは、ことしの予算案、この中でございましてそれに対する評価であつてきていますように、国債が限界以上の発行になつてくる。いわゆる八十兆円を超す国債の消化をしていかなければならないということの中で、例えばムーデイズあたりもこの状況を見ながら国債の格下げ

を検討し始めたという状況、これがこれからの特に金利にどういふ影響を与えてくるか、そういう問題。

それからもう一つは、交付税特会ですね。国債がこういう状況でありますから、交付税特会が民間から八兆円調達をする必要があるということ、これも本当に異例な形で組み込まれるというようなことになつてきております。

こういう客観情勢といひますか、これは政策によつてつくり出されてきた日本の現状でありまして、そういうことを踏まえていくと、現在のゼロ金利のこの状況というの、それだけではどうしても日銀としても耐え切れないといひますか、よく言われる国債の日銀引き受けに対する圧力というの、当然増してくるだろうという予想が十分にされるわけですね。そういうことに対して、総裁としてはどのような姿勢で臨んでいかれるのか、そこもひとつ確かめさせていただきたいと思ひます。

○速水参考人 まず、ムーデイズの格付でございしますが、民間の格付機関の話でございまして、それ自体について私どもからとかく申し上げる立場にはないと思ひます。

一般論としまして、長期的な展望を持つて財政赤字の問題を考へていくこととか国債市場の改革などは、我が国にとつて大切な課題だろうというふうに思つております。

また、国の信用という意味で、物価安定のもとで景気が自律的に回復していくということが何よりも重要でございまして。日本銀行としても、そういった観点から引き続き努力してまいりたいと思つております。

先ほどから御指摘の、国債発行高が三十二・六兆円ですか、国債の依存度が歳出総額の三八・四%になる、あるいは一年のGDPフローでいいますと八%近い国債を出すということ、それによつて、世界の国債残高の三六%が日本の国債だというふうなことを、私も国際会議で、BISなどでも言われております。

それだけ国債を出していくわけでございますけれども、今のところは御承知のように一・八％台の金利で長期金利が消化されていっております。このところ、十年物、五年物、公募しておりますけれども、二倍前後の申し込みがあつて、十分消化されておるわけでございますが、私どもとしては、これから将来のことを考えてまいりますときに、やはり国債市場というものをとて拡大して、かつ流動化して、かつグローバル化していかねければいけないということが我々の課題だといふふうに思っております。

今のところ、短期証券が市場残高で、F BとT B両方入れますともう既に六十六兆円が出ております。これは、私どもとしても金融の調節に、実際にある短期証券を売ったり買ったりしながら調節しているわけでございますので、この一年で随分市場が大きくなつてきたと思っております。

そのほかに、五年物を出したり、種類を非常に多くしてござつておりますし、もう一つは、海外非居住者の国債への応募についても、有取税もなくりましたし、短期証券は自由になりましたし、長期のものについても源徴、源泉徴収をなすたけ有利に見るという方向に向かつてきておるのですけれども、今のところ、海外の日本の国債の保有高はわずかに六％です。アメリカは三五％、ドイツは三一％海外に売つておるわけですから、そういうところは私どもの方はおくれていると思ひますので、その辺のところもこれからほとんどグローバル化していく必要があるといふふうに思っております。

それと、先ほどの千三百兆円という民間の消費者の持つてゐる金融資産というものを、今のところほとんど七兆兆以上が預貯金に回つてゐるわけですね。あと三百兆が保険と年金、二百兆ぐらいが株式、債券には回つてゐないわけなんです、これは従来の間接金融が残つてゐた状況なんです、ございますけれども、そういうものが、民間の消費者の持つてゐる千三百兆の金融資産というものがもう少し分けて、一部リスクアセットに投資

されていく、あるいは投資信託などを使って国債に出したり株式を買つたりといった方向に回っていくことによつて、金融の構造改革が行われていくことを私どもとしては期待しておるわけでございます。その千三百兆をどういう形でこれから国債の消化に向けていくかということを、今後、私どもとしてもいろいろ方法を議論しながら考えて、大蔵省とも協力しながら考えてまいりたいといふふうに考えております。

○中川(正)委員 總裁の基本的なそういう考え方を踏まえて、次に植田委員にお尋ねをしていきたいのです。

量的緩和の問題なんです、当初からインフレターゲット論をしつかり、先ほど否定をされましたけれども、基本的には、こうした国債の発行状況等踏まえていきますと、既に量的緩和をしながらインフレに向けて中長期的な流れというのは始まつてゐるのじゃないかという懸念が一つあります。

それと同時に、先ほど總裁の方も、昔は金融政策だけでという基本的な理念の中でやつていた日銀の運営というのが、いつしか、例えば短期の国債をオペレートするような形で量的にふやしていったり、あるいは為替の非平準化介入という形で量的にふやしてきたり、あるいは資金運用部の資金繰りに対する援助といひますか、それに向いて日銀が介入していくという形で関与していつてくる。これは全部実質的には量的緩和に結びついてくるわけでありまして、それから、もつと言へば、既に、一つのルールに基づいてではありますけれども、長期の国債を日銀自身も持ち続けてきてゐる。

こういう現状の中で、既にそうした、ターゲットはつくつてゐないけれども、今の流れをそのまゝ延長していけば、これはデフレ懸念に対する対応ということだけじゃなくて、将来やはりインフレに必ず結びついてくるのではないか、その懸念が払拭できない、こういうことであります。

そういう現実、日銀の説明と、現実の底流に流

れてゐる一つ一つの施策、それから流れ、それとらえていく中で、実は植田先生はMITの中で研究もされて、クルーグマンの論理とも非常に通じてゐる、そんな背景を持ちながらやつてこれだのどうというふうな思ひます。

最初のころ、私、いろいろな書き物を見せていただいたら、ちよつと日銀の政策委員になられる当初のころは、調整インフレ論になるのか、それとも量的緩和になるのか、あるいは国債引き受けなんかも具体的な前提として考えておられるのか、いずれにしたつて、こうした量的な部分で金融緩和策をやつていくべきだ、金利だけの操作じゃなくて量的にもそれをやつていくべきだといふ非常に積極的な議論をされてゐたように私は理解をいたしました。

恐らく、政策委員会の中でもそんなことを具体的に先生自身が議論をされていたのかと思つてずっと見たのですが、残念なことに、議論のときに名前が出てゐないものですから、具体的にこの委員会の中ではどういふ議論をされたのかというのがつかめません。ただ、中原さんははつきりと量的なターゲットをしつかり示すべきだ、その指標に基づいて、はつきりとした説明責任を基本にしながら政策を論じていくべきである、そういう観点に立つておられるというのはよくわかるのです。

そういうことを含めて、植田先生のこの問題に對しての基本的なスタンス、これを改めてお聞きをしていきたいといふふうに思ひます。

○植田参考人 お答えいたします。

御質問の趣旨の一部は私も承知ですが、それは、私が、当初量的緩和論にやや積極的な姿勢を見せていたのに、最近では言わなくなつたのはどうしてかということではないかと思ひます。同様の批判をいろいろなところでいただきました、つらい思いを時々しておりますが、この場をおかりしまして私の意見を申し上げさせていただきます。

当初、量的緩和も一つの政策オプションとして

真剣に考えるべきものであるといふことは、確かに主張いたしました。おつしやいますように、政策委員会の中でどういふ主張をしたかということにつきましては、守秘義務の関係でこゝで事細かく申し上げることができません。

ただ、その後ゼロ金利政策を採用した、さらにゼロ金利政策をデフレ懸念が払拭されるまで続けるというコミットメントを出したという事態になりました。私の判断では、通常の意味の、通常の意味のといひますのは、オペの対象玉として短期金融資産を買つていくという通常の金融手法のもとでのという意味でありまして、通常の意味での量的緩和は効果がほとんどなくなつたといふ判断に至つたわけでありまして、したがつて主張しなくなつたといふことで、私の頭の中では首尾一貫した態度をとつてゐるつもりであります。

やや敷衍いたしました、通常の量的緩和とはどういふものかといふことを申し上げてみたいと思ひます。

通常の量的緩和とは、金利の下がる余地がある中で行うものであります。通常、金融緩和は金利を下げるということであるわけでありまして、必ずしも直接金利を下げるというふうには言わなくても、量をふやすという形で、量にコミットすることによりまして自然と金利を下げていくという手法がございまして、両者の違いは微妙であります。で、技術的になりますので省略いたしますが、いづれにせよ、金利が下がる余地がある中でこの手法は意味があるものであります。

もう一つ、金利は関係なく、量が出ていくだけで、例えば、貨幣がたくさんありますと、物を買うことはできるといふ流動性の効果があるといふことから、量をふやすということに意味があるといふ主張もございまして、これも量的緩和論の一つの系譜であります。

しかしながら、現状を見ますと、短期金融市場にはじやぶじやぶにお金があふれておりますし、日本銀行の資金供給オペも時々札割れになつたりいたしております。こういう中では単に量をふや

すということの景気拡張効果はほとんどないのではないかというふうには思ふわけでありまして、こういうことからいたしまして、通常の意味の、そういう意味での量的緩和に余り効果が期待できないということですので、それを主張するということをしなかつたわけでありまして、一言つけ加えますと、量的緩和論の権化のように言われております、先ほどお話のありましたMITのクルーグマン自身も、単純な量的緩和論は日本経済の現状のようなところでは無意味であるということ、単純な量的緩和でありまして、認めております。

○中川(正)委員 こういう形で、デフレ懸念が払拭されるまでゼロ金利政策を続ける、こういうことがずっと続いてきているわけですが、そのデフレ懸念の払拭というのはどういうことをもって言うのかということですね。ここが一番論点になるところだろうと思ひますけれども、植田先生はどういう時点でそれは大丈夫だという話になるとお考えですか。

○植田参考人 お答えいたします。極めて明快な基準が示されればそれにしたことではないわけでありまして、そう簡単ではないということを残念ながらちよつと申し上げてみたいと思ひます。

非常に大まかには、私の判断は、デフレ懸念の払拭が展望できるという状態は、しばらく先のインフレ率がかかり厳しいマイナスの状態に陥るリスクが非常に小さくなつたと判断できるときというふうな考えであります。それを实体经济の方の言葉で言いかえれば、総裁が時々申し上げておりますように、消費、設備投資のような国内民需が自律的な回復軌道に乗るといことが展望できるときということになるかと思ひます。

もちろん、もつとはつきりと、例えば消費者物価指数の上昇率が〇%を超えたとき、〇・五%を超えたときにゼロ金利を解除するというようなことが言えればはつきりするわけでありまして、金融政策はラグをもつて経済にきくものであります

ので、現在インフレ率が〇・五になつたからそこで解除するというのでは遅くなつてしまふというものかと思ひます。

したがひまして、将来、半年、一年先の後の経済の状態を見て、それに対する予想をもとに現在の政策を判断するということにならざるを得ません。その分わかりにくい、あるいは総合判断的な要素がまじつてしまふということは御理解いただけたらと思ひます。

○中川(正)委員 そうした中で将来を見ていくときに、さつき指摘があつたように、今、量的緩和は、実質的にゼロ金利政策と相伴つて、短期オペやあるいは不胎化や、そういう形でやっていますよ、それでじゃぶじゃぶですよ。じゃぶじゃぶだけれども、基本的にはしっかりとした効果が上がつてこない。その指数なんかで最たるものというの銀行の貸し出し枠なんだと思うのですが、これ自体が伸びてこない、もう一言言えば、民間の設備投資が起き上がつてこない、そういう指標で表現できるのだらうというふうな思ひます。

そのときに、日銀というのはマクロで政策決定をしていくのでしようが、しかし、日本の現状を見ていくと、私は、マクロ以上にミクロのいわゆる構造的な問題がある、あるいは政策的な問題があるように思ひます。

端的に言えば、銀行あたりがリスクテークをやつていない。それが、この間も端的に消費者金融あたりで、あるいは町金融にぐつと流れてそれが社会問題化したとかいうようなことで現象的にもあらわれてきているわけでありまして、それから、ISバランスといひますか、企業自体が過剰な設備投資それから過剰な資金というのをまだ持ち続けていくのじゃないかとかいうようなこと等々を含めて、そうした一つ一つの構造的な部分、これにメスを入れないと、今の現状が続く限りは、実際に金融政策の効果が上がつてこないというものが続いていくのじゃないかというふうな思ひます。

そういう認識に立つてこれから将来を見込んだ

ときに、今どういう位置に日本経済が立っているのか。植田委員、これから日本は大丈夫なのか、それとも、どういう条件を満たしていけば日本の経済は立ち直つてくるというその太鼓判を押せるのか、そういう表現でも結構ですが、委員なりの見識を少しお話しただきたいというふうな思ひます。

○植田参考人 お答えいたします。

御指摘のように、金融緩和と政策あるいは拡張的な財政政策の経済への効果がこれまでのところやや弱く見られる大きな理由として、金融部門及び非金融部門の非常に厳しいリスクリ努力がある、あるいは構造的な問題があるということであるかと思ひます。

金融部門に限りますと、これは、銀行部門の不良債権問題、そしてその他直接金融、あるいは債券市場のやや未成熟な発展段階、こういうことになると思ひます。これらの問題を金融政策で解決していくということは、非常に難しいかと思ひます。

しかしながら、我々も金融政策の範囲でも、もちろんオベは金融機関等を対象に行うわけでありまして、その金融機関の外への影響力が強くなるような工夫をいろいろしてまいりました。CPオペとか社債担保オペあるいはABSを担保にするオペ等がそれでありまして。

より重要な点といたしましては、不良債権問題につきましましてはさまざまな対策が九八年からとられてきております。その結果といたしまして、まだまだ貸し出しは伸びておりませんが、一部、中小企業向け貸し出し等に積極的な姿勢を銀行はとり始めるという兆しもあります。

また、非銀行部門を通じて資金仲介につきましては、資産流動化あるいは資産運用のフレキシビリティを増大させるような法律、あるいは規制面での緩和措置等とられつつありまして、これらについてもかなりの期待を私は持っております。お答えになつたかどうかはあれですが。

○中川(正)委員 それぞれ参考人、ありがとうござい

ございました。

最後に、一つ、金融監督庁の方に、話題を変えてお聞きをしておきたいのです。

外形標準課税の問題で、政府のいわゆる閣議口頭了解というのがきのう出されました。その中で最後に、金融システムの安定を確保することが大切だけれども、今回の場合は、公的資金を使つて金融を守っているにもかかわらず、いろいろな影響が出るよ。その中に、いわゆる自己資本の減少、不良債権処理の遅延、経営健全化計画の履行あるいは公的資金の返済への支障、金融再編への悪影響、金融機関間における競争条件の不均衡、こういう項目が並んでいますね。

これは、恐らくそれぞれの根拠を持つてこういう批判をされたのだらうと思ひますが、具体的にどれぐらい、それぞれ影響が出るのは当然だと思ひますが、その程度が問題なんだろうというふうな思ひますね。それを示していただきたいというふうな思ひます。

○越智国務大臣 当然悪影響が出るだろうとおつしやいまして、資本比率を一定にしておけば、自己資本が減少すれば、貸し出しをどうしても下げざるを得ない。

では、どの程度減るか。それは、税額の方でいえば、東京都庁は千億と言ひましたが、全銀協ベースで計算すると、税効果会計では四千億、これはもうにことしかかかつてきますから、そういう意味では、それでは幾ら下がるかと言われましても、計算はしにくいですが、仮に八%資本比率のところだったら、その十二・五倍が下がるわけでございます。四%基準で行したら二十五倍になってきますから、かなりの額が当然出てくるのじゃないかと。

不良債権の処理は、今一生懸命やつてもらつていますけれども、これはやはり、何行ベースでとるかによりますけれども、大体九千億ぐらい、十七行ベースだったかな、やつているのが、四千億ひつかれば、その分がスピードが半分ダウンしてくるわけですから、そういう意味では問題でござい

ました。

ざいます。

それから、そういうものは経営健全化計画、これは実は注入してから二年後に改正することになっているので、臨時にもやれるようにしました。しかし、通常ですと来年の三ヶ月に改定期が来るので、恐らくそれを待たずに改定という作業が当然入ってくるのじゃないかな。しかし、これはともかく今都議会議にかかったばかりですから、それから、正直に言いました、条例案を取り寄せて見ましたけれども、ここでも申し上げたように、中身は必ずしも詰まっています。かなり難解な点がありますから、そういう意味ではわかりません。

それから、公的資金の返済は、東三からこの二十八日に千億返してもらおうのだけれども、いわゆる佐々波委員会のときの千億は各行にだんだん返してきてもらおうと思っております。各行もそう思っておりますが、実行するのは今期は東京三菱だけで、こういうのもやはりちよつと返しにくい状態になってきます。

それから、やはり、五兆円というそれこそ根拠のないレベルで切つたものだから、これから破綻したとかあるいは破綻しなかった銀行を救済にかけるときに、足して五兆になるというところがちよつとヘジテートするんじゃないでしょうか。

それで、あの条例案では、この間こどもでも申し上げたように、持ち株会社の場合には、個別行の計算をしますから、持ち株会社でしるのじゃないか、そういう意味の変な影響が出ます。もちろん、海外では、かなり新聞等では、サブライズアタック、それでたいてい新聞等がございまして、これから海外での外貨繰り出しにどの程度影響が出るか。

それからもう一つ、国内の銀行の株価が明らかに下がっておりまして、皆さんにペイオフのときに随分心配していただいたのですが、あれは全然下がらなかったのです。十二月末から二月の初めまでは、むしろ、二月の七日以降の下げの方が、一割五分ぐらい下がっております。

株価そのものがどうこうというより、一番心配しているのは、銀行の株を一番持っているのは保険屋さんでございまして、保険会社の方の三月決算にどの程度影響が出るか。あと多く持っているのは信託銀行ですから、そういうところを全部私どもとしては、都議会がどれだけ良識ある判断をされるか知りませんが、決着がつくのが三月三十日と聞いておりますので、その中身をよく見、かつ、条例で十分わかり得なかった、きのうも申し上げたように、銀行の出した社債はあの五兆の計算に入らないなんという非常に穴のあいたところもありまして、どういふふうに対応するかをよく見ながら、影響の数量的な計算もしていかなきゃならぬ、このように思っております。

○中川(正)委員 時間が来ておりますので。

よほど惜らしいという気持ちがあふれたような答弁だったわけですが、そういうことは実質的にやはり議論を重ねなければいけないだろうというふうに私も思っています。

その上に立つて私もこれを少しやりたかったのですが、時間配分を間違えてしましまして、また後半それぞれ尋ねる機会があるでしょうから、ここで終了させていただきます。

○金子委員長 次に、岩國哲人君。

○岩國委員 民主党を代表いたしまして質問をさせていただきます。

まず最初に、今、中川委員の方からも質問が出ておりました東京都の外形標準課税、大蔵大臣も、それから越智長官も、お二人いらつしやいますので。

円の国際化ということ、日本の政府にとっても、それから金融関係者にとっても非常に大きな命題であり、いまだにその目標ははるか遠くにありたいと思っております。その円の国際化を目指しながら官民一体となって努力しているそのときに、この外形標準課税というのが出ておられますけれども、円の国際化、そして東京マーケットを世界のマネーセンターの一つとして育成していく、この二つの視点から見て、今回のあのような新しい課税をどう

のように考えておられるか。まず、宮澤大蔵臣から伺いたいと思います。

○宮澤国務大臣 これにつきましては、政府の見解を定めておりますので、それに限って申し上げさせていただきます。あの中に、今岩國委員の言われましたように、将来の国際マーケットを目指す東京として、わかりやすい言葉で言えば、ブレイディクタブルでないことをするというのは、国際的には非常に不安になるのではないかとこのことを申し上げておるわけでございます。

それは、円というものにも直接に関係をいたしますし、そのところは、不思議な、驚くことがあつたのだという印象を与えなければいけないが、それはやはり将来本場に世界の三つなら三つの市場の中心になろうとします立場からは、非常に気をつけなければならぬことだと思います。

(委員長退席、根本委員長代理着席)

○岩國委員 それでは次に、越智長官の方からも御所見をお伺いしたいと思います。特に大臣の御意見につけ添えていただく点があるとすれば。

○越智国務大臣 これは、やはり世界の北半球を、ニューヨーク、ロンドン、東京と結ぼうと思つているときに、日本はちよつと違うぞという感じを与えました。そして、かなり銀行というものの対して日本では信頼よりも敵意があるんだなと。

したがって、実は、最初は彼らは、具体的に言えば五兆円を超えている外国銀行の支店はございませぬ。なぜなら、五兆円の計算は在日の支店分だけで計算したわけですから、後側が猛烈に大きい銀行でも、シティといえども入らないのです。だから、競争条件からいって自分たちは有利になつたかという感じがあつたのですけれども、よく考えてみると、いつまたこんな格好でサブライズアタックを自分たちが食うかもしれぬという懸念を色濃く持ったと思われまふことは、先生もお読みでしょうけれども、ニューヨークやロンドンのその系統の新聞等には非常に明瞭に、かなり強く、行われてからここの一週間ぐらひはまだ

静かだったので、その後においてかなり強く出ております。きょうはその新聞をここに持ち合わせておりませんけれども、そういうのは幾らもございませぬ。

○岩國委員 新聞もそうだけれども、こちらにおりますそういった銀行、あるいは銀行類のインベストメントバンク、証券、そういったところも一様に、排除してもらつて喜んでいふところでは必ずしもないわけですね。

日本の銀行だけを対象にして外国の銀行を外す、私はこういう閉鎖的な考え方をとるべきではないと思つてます。やはり日本は開かれた自由な国ですから、税金を取らせていただくときも一緒に入つていただく、そういう姿勢が私は大事だと思つておられます。シティバンクやメリルリンチやドイツ・チェバンク、たくさんある銀行が東京の中で働き、そして世界のトップレベルの銀行がこの対象にならないというのも、非常に奇妙な感じを与えるのです。税金は助かつたという反面、今、越智長官がおつしやつたように、いつ自分たちがねらわれるかもしれない、こういう不安感を与えてしまつたということは、東京のマーケットは大人のマーケットじゃないという面を見せてしまつたような気がするのです。

私は、ロンドンにもニューヨークにもおりました。今世界で一番信頼されて、そしてブレイディクタブルなマーケットといえば、越智長官も同意されておられますけれども、ロンドンなんです。フランスもドイツも、その点についてはまだインターナショナルセンスがない。

では、ニューヨークはどうか。ニューヨークは、一九六三年に、ケネディという経済のわからない大統領が出たために、金利平衡税をいまして、そしてお金の世界にベルリンの壁をつくつてしまつた。そして、ニューヨークの地位は没落し、それがロンドンをあのようなニューヨークの中心にしてしまつた。非常に皮肉な結果になつた。いまだにニューヨーク・マーケットはロンドン・マーケットにその点では追いつけないわけ

同じように、アジアの中でシンガポール、香港、競争相手もまだおる中で、なぜこのような措置が、単に地方分権だから地方に税金のことを任せなさいというのではなくて、やはり国策、国益という観点から、もっとも中央政府はこういうときにこそしっかりと意見なり姿勢を示すべきではないか、私はこの大蔵委員会の一員として恥ずかしう思いました。

宮澤大臣も越智長官も海外に勤務されたではありませんか。そして、いろいろな国際会議にも出ておられる。その中で、こういう地方分権のしきの御旗を掲げたら何でもできるというのは、これは青森県や島根県でやるなら話は違ひます。日本の首都で、東京のマーケットを育てようというときに、東京でやるから問題が大きいわけですよ。

ビッグバンをやらなければいかぬときに、ビッグバンシングの方が先に行われてしまったということになって、私は大変残念に思いますけれども、大蔵大臣も越智長官もその認識を持っていたに違ひないから、今回のことは、できるだけ大きなマイナスにならないように、いろいろな施策、政策、アプローチを積み重ねていただいて、円の国際化や東京マーケットのマネーセンタリ化がこれでもって後退したり、あるいは世界から妙な目で見られるということがないように、ぜひとも御努力をいただきたいと思ひます。

次に、大蔵大臣に金利の政策あるいは国債、財政について質問させていただきたいと思ひますけれども、その前に、現在の景気認識はどういう景気認識を持っておられるのか、それをお伺ひしたいと思ひます。

経企庁の政務次官にもおいていただいておりますけれども、最近の政府の景気判断、公的な景気判断と、また最近行われた景気ウオッチャー、これにかなりの乖離が見られるわけですね。きょう、小淵総理はクエスチョンタイムのときにも、景気は緩やかに、着実に回復している、

こうおっしゃっていますけれども、景気ウオッチャーの調査結果は、必ずしもそれを裏づけていないと思ひます。

まず、経企庁の方から、政務次官がおいでになつていただきますので、その点についてどのような説明ができるのか、簡潔にお願いいたします。

○小池政務次官 ただいま、景気の認識、そして今回の初めて行われました景気ウオッチャーの調査結果と乖離があるのではないかとこのことを御質問いただきました。ちなみに、数字で申し上げますと、一月の結果は、三カ月前と比較した景気の現状に対する判断は四五・三ということ、真ん中の五〇を切った、そういう結果が出たわけでございます。また、二、三カ月前の景気の先行きに対しては、五・一という数字が出ております。

今回初めて景気ウオッチャーの調査をさせていただきました。これは御承知のように、もっとも肌で景気の判断ができるように、景気の実感を伴ったものを迅速に調べようということ、この意気込みについてはぜひとも御評価いただきたいと思ひます。

そして、今後、データの蓄積など、また統計の癖なども生じてくるということかと思ひますけれども、しかしながら、問題は、今回景気ウオッチャーとしてお願いしたところが、まだ地域的に全国津々浦々ということにはまいるませんでした。

また、関東地方なども抜けているわけでございます。また、景気ウオッチャーをお願いしたところが、いわゆる個人消費にかかわる部分が非常に大きい、シェアが大きいということ、これは私どもの月例の経済報告などでもお伝えしているように、現在はまだ個人需要が伸びていないということ、ある意味ではその点一致しているのかないかというふうにも思っているところでございます。

○岩國委員 私調査結果を見て、次官と同じように、今回の景気ウオッチャー調査は目線を低く、非常に庶民的に、しかも動いている生活の中から実感をつかみたい、私はその目標はかなりの程度は達成されたと思ひます。

達成されたがゆえに、経済企画庁の方の景気判断とずれてきたという思いがけない産物もあつたと思ひますけれども、これは一回目だけですから、今後どういふ点を反省し、これからこの景気ウオッチャー調査はさらに継続されるのか、そして第二回目を、今回の経験にかんがみてどういふ点を改善しようとするのか、一つ二つ御紹介いただけますか、これは改善しなければならぬという点。

○小池政務次官 どの分野ということを具体的に今お答えするわけにはまいりませんが、しかし、今回のこの一回目のことを踏まえまして、また継続していく中で、もっと必要な、例えば景気ウオッチャーでお願いする業種でございますね、そういったところに工夫を加える、シェアの工夫も加えていくといったようなことで、また既存の統計との整合性などの問題もございます。いろいろと学識経験者の皆様方からも御助言いただいておりますので、その辺は機動的、機敏にまた対応していきたいというふうに思っております。

それから、量的といひますか、景気ウオッチャーの数自体でございますけれども、今回の調査の範囲、規模にプラスして、この二月からは関東を加えて全国で六地域に上り、そして各地域が百人以上ということでございます。合計六百人にウオッチャーがふえてまいります。これがまず次の段階。そして、それを、平成十二年度中には対象地域を全国で十一地域ということ、そのほか北関東、南関東、北陸、中国、四国、沖縄、比例ブロックのような名前になりましたけれども、このウオッチャー数を拡充するというところで、将来的にはおおよそ二千人のウオッチャーにしたいと考えております。

以上です。

○岩國委員 昨年度文部省が、国民の生活意識調査、国民性調査というものを発表していますけれども、日本国民が、将来の見通しについて豊かになるとする人は、二十年前の四四％に対してわずかに一五％に激減している。貧しくなるとする人は

二五％から五〇％へきつちりと倍増している。幸福になると思っている人は三七％から半分の一九％へ激減。こういったふうな、堺屋長官はよく景気は気からということを強調されます、それは確かにそういう面がありますけれども、景気は気からとすると、この文部省の調査を見ると、国民は非常に悲観的であるということが言えると思ひます。

経企庁が昨年六月調査されました国民生活満足度調査、これによりますと、失業の不安を感じているという人が二十年前でこれも倍増です。生活全般に満足しているという人は減つて、暮らしはよい方向に向かっていると思つてゐる人は三七％から二〇％へ、半分になつてゐます。老後の見通しは明るいと思つた人が二十年前は三五％いたのが、二十年たつてみたらちょうど半分になつてゐる。

この文部省の調査でも経企庁の調査でも、最近の政府が発表される、あるいは小淵総理がきょうのクエスチョンタイムでおっしゃつた、緩やかに着実に回復しつつあるということとの間に、かなりの乖離があるんじゃないですか、このウオッチャー調査によつても、なぜそこまで言わなければならぬのか、政府の景気見通し、景気の現状判断というのは、この文部省やあるいは経企庁が調査された別の方法、あるいはこのウオッチャー調査、もっともそういうものに近い判断を国民に示すか、示すべきではないかと私は思ひます。

緩やかに回復、緩やかに回復と、毎月そのようなもの発表になりますけれども、一方では緩やかに回復しつつ、倒産し、倒産件数がまたここで激増しているじゃありませんか。ですから、実感と離れたことをいつまでも言い続けられると、私は経企庁自身のクレジビリティにも影響してゐるんじゃないかと思ひます。

景気は気からということを堺屋長官初め最近政府の幹部もおっしゃいますけれども、景気は気からとすると、株式市場は半年の間に五割近く上がつてゐます。どこの国でも、これだけ株式が上が

れば、少しは個人消費のプラス効果が出てくるはずでしょう。それが全然出てこない。今度の景気ウオッチャー調査を見てください。飲食関係、小売関係、よく言ったと感じている人は〇・〇です。きれいにゼロ。そして、地域的に見ると、北海道、東北、北の方は、よくなったと思っている人はゼロです。地域的にもそこはもう完全に冷え切っています。横ばい。それから飲食関係、小売関係もはつきりとして冷え切っています。横ばい。そういうことはウオッチャー調査でも、極端にその部分が光っています。

株式市場に戻りますけれども、株価の方が五割も上がって、いまだに財布は緩んでこない。私は、こういう現象は今まではほとんど見たことがないのです。二万円というのは、株式関係者の間で、市場関係者の間では額面と思われていたのです。心理的な額面回復は二万円だ。ということ、去年の一万三千円、一万五千円のころから、二万円になればようやく額面割れの状態が直るんだと、市場関係者は確かにこの二万円を待望しておりました。その二万円が実現しても、いまだに個人消費に火がついてこない、なぜなのかということなんです。私は、政府の景気対策、金融政策が大きな間違いを犯しているんじゃないかと思うのです。

例えて言えば、景気は気からと言いますけれども、本当に安心して老後を過ごせるのか、これから生活がよくなると思えるのか、不安を感じる人がさらにふえる、そして失業不安がふえている、よくなると思う人は半減している、これが日本人の気の実態なんです。

なぜそんなに悲観的なのか。それは、税金は上がる、上がるだろうとみんな今の消費税議論、あるいは現に東京都が先陣を切って税金を上げてきました。いよいよ来た、自分たちの不安が一つ、小さい形で示されたわけです。借金が、膨大な借金を積み上げた。小沢内閣になってから、日曜日が来るたびに一兆円ずつ借金がふえているんです。八十三回日曜日が来て八十三兆円。ネバー、

オン・サンデー、日曜日はだめよ、嫌よと言いますけれども、日曜日になるたびに一兆円ずつ借金がふえていったのがこの小沢内閣。橋本さんのときはもうちょっとペースが緩やかでした。国民は、この借金が非常にふえているというところに対して非常に不安感を持っている。税金はいつか上がる、利子は下がる、借金はふえる、仕事は減る、そして医療費は上がる、年金は下がる、そういう不安に今おびえているからこそ、株価が上がっても一向に個人消費は進もうとしない。

この点について大蔵大臣、ゼロ金利をいつまでも続けて、そうして将来不安を残したまま景気対策を繰り返しても、個人消費というのはいくらも火がつかないような気がするのですけれども、大蔵大臣がテレビ番組でおっしゃった、個人消費は年内に大幅な回復を示して、年後半には二%あるいは一時的には三%をつくれるかもしれないというところまで回復すると今でも思っているらしいです。

○宮澤内閣大臣 政府としての正式な見解というものはいまありません。宮澤はどう思うかというお尋ねとしてお答えをいたしますけれども、やはり私は、十一・十二というのはどうもなかなか難しいなという印象を持っております。

それに対して、一・三はいいのじゃないかなということをまた思っております。いざいざにしても、これは消費の動向をめぐって問題でございますけれども、我が国は八千世帯という広いカバレッジを持つ家計調査を統計局がもう長いことやって歴史を持っておりますし、今日もやっておるわけですが、これについて一番困りますのは、いろいろな事情があると思えますけれども、季節調整というものが大変に難しくなりましたということでございます。

今、したがって、毎月統計は出てまいりますのですが、これが一番大事なところなんです。季節調整が危ないのですから、前月比を使わずに前年同月比という、わざわざ昨年に返って比べておるといふ問題がありまして、一・三がよからう

かなと思えますのは、少し十一・十二と一・三との季節調整の仕方にバイアスがかかっているのではないかな。なぜかということも事の性質上申し上げられませんが、どうもそういう感じを、弊屋さんも実はしておられるのですが、しております。

しかし、いざいざにしても、十一・十二はどの統計を見ても消費はよくなっておりません。収入が落ちておりますので、たまたま限界消費性向が上がる月があっても、収入が落ちるまでは消費が上がるということは無理でございます。これは、私はやはりリストラクチャリングの一番直接の影響と思っております。リストラクチャリングによりまして案外に失業率が上がっております。常雇用からパートの雇用に変わっているからだとおっしゃいますが、それは収入の減になってかなりてきめんにあらわれておる、それが十一・十二であつたと思えます。

ここに来てまして黄金交渉が労使で行われておりまして、これは政府が絶対に関与してはならないことでございますが、私の申そうとしておりますのは、その中から労使の間でいろいろ話し合いというものがあつた、了解というふうなものができ、リストラクチャリングが依然続くのではございますけれども、あるレベルの上で進んでいくのではないかと期待を持っております。それは統計でいいますと、私は四一六にあらわれるだろうと思えます。したがって、それがわかりますのは九月の十日ごろでございます。

長くなりましたが、私が思っておりますのは、十一・十二が難しいとして、一・三はいろいろな事情からプラスになつていくのではないかな。四一六はもう少し実体的な事情でプラスになつていくのではないかな。

設備投資は、機械受注が復活しているといいますが、半年ぐらい先を見ますと、秋ぐらいには初めて設備投資がプラスになるかもしれない。そこまですばるけれども、私が瞬間風速によつては二、三%はあるかもしれないと申し上げましたのは、まだ

まだこうやってだめな月、いい月とございまして、それは瞬間風速で二%や三%ございまして、昨年の一・三のように、別にそれ自身が不思議ではない、ただし余り自慢することもない。これが全部、それでもやや希望的な部分が入っておりますけれども、しかし、そこが一番難しいところ、岩國委員は、いや、そこまで日本経済は回復してないよ、そんなこと統計に出てないよ、いや、いやとおっしゃっています。私も、確かに、このところひよつとすると二回続いてまたマイナスがあるかもしれないが、しかし、基調的にはもう確かに固まりつつあるのではないかなと思っております。そこが、こちらも確かにそうだと申し上げるほどの実は自信はございませんけれども、弊屋さんや私が申し上げていることは大体そういうことであると思っております。

（根本委員長代理退席、委員長着席）

○岩國委員 御丁寧な御説明ありがとうございます。ただ、要するに、俗な言葉で言えば、個人消費、そういったものに明るさはつきりと出てくるのはことしの桜がやなくて来年の桜の時期だ、こういうことですね。そして、設備投資に火がついてくるのは来年の春のころだということでしょうか。あるいは私の聞き違いだったのでしょうか。

○宮澤内閣大臣 申し上げようが悪かつたかもしれませんが、そうではございません。

統計にあらわれるのは、一・三があらわれるのは六月十日ごろでございます。四一六があらわれるのは九月のや十日ごろでございます。統計にあらわれる時期としてはどうもその時期ではないかな。しかし、現実には起つてくるのはもう少し早いのではないかな。来年ということではなくて思っております。

○岩國委員 そういう早い景気回復がはつきり見える形で年内に出るということであれば、大変結構なことだと思えますけれども、しかし、実際

にウオッチャー調査なんかを見ましても、町の中でもタクシ一の運転手さんに聞いても、お金の使い方というのはよくなつていないと私は思っているのです。

しかも、株価というものが気を反映し、株価の上昇がまた気を新しく作り出すとすれば、一年間に一万三千円から二万円まで駆け上がった株価というものが、さっぱり景気にプラスになつていないし、個人消費にもプラスになつていない。株価が五割も上がれば、内閣の支持率はどの国でも上がるものなのです。ところが、内閣の支持率は、株価は上がる、支持率下がる、こういう傾向が最近出ております。これは釈迦に説法ですけども、そういう経済の世界の中の理屈だけじゃなくて、これは今の政治情勢が大きく影響しているのじゃないかと思ひます。

自公連立政権ができたとき、そういう大きな勢力に期待した人も少なくなつたと私は思ひます。しかし、それからさっぱり自公連立政権に対する支持率は上がつてこないじゃないですか。三党寄れば何とかといひますけれども、三党寄つてもなかなかいい仕事ができるような感じが伝わつてこないから、ああいう巨大な政権を、数合わせをやつても、これでもやはりだめなんだと。政治が助けてくれることはとても、これだけの巨大な政権をいろいろな非難を押し切つてまでつくつて、それでも懸案を片づけることは何一つできない。やることはみんな先送りばかり。介護サードビスしかり、ペイオフしかり、政治改革しかり。一つ一つ大事な問題を見れば、三つの連立ができてから、やることはてきぱきと片づけるというよりも、先送り、先送り、先送り。定数削減も、五十の削減と言ひながら、五十を二十に削減して、そして削減する。結局、こういうことから見ても、五十削減も先送りになつてしまつた。結局、今の政治に対する、自公に期待した人たちの、無気力、無策、無責任、そういったような感じに失望している。それも、株価は上がつてもさっぱり明るさが増してこない。市場関係者は、去年、

一年前から言つていました、二万円という額面を回復したら景色は一変すると思ひます。全然一変しないのはなぜか。私は今の政治情勢にも大きな影響があるように思ひます。

何か御意見がございましたら。

○宮澤國務大臣 株価のことです。思ひますけれども、最近になりまして、個人が株式市場にいろいろな形で、投信も含めまして参加してきたように思ひます。かつての外人買ひとは違つた傾向が見られますけれども、私は、専門家に對してお言葉を返すように思ひますけれども、このたびのウエルスエフエクトというのがなかなかあらわれないのではないだろうか。先ほど申しましたことが本当だといひますと、株価の上昇によつてウエルスエフエクトを取得する階層と、今リスストラによつて給与の打撃を受けている階層とが私は違ふのではないかというふうな思つております。

しかしながら、二万円というのが明るいは、やはりコーポレートビクチャーが明るいのだろうと思ふのでござひます。コーポレートビクチャーが明るいといふことは最終的には大事なこととござひますから、それでいいのだと思つておりますけれども、それが個人の所得あるいは当期利益にはね返つて出てくる、それだけのプロセスは経なければならぬのではないかな、これは専門の先生に大変遺憾でござひますけれども、そう思つております。

○岩田委員 そうした景気情勢を踏まえて、依然として緩やかに着実に回復しているという、きよのの小沢総理の国民の前でおつしやつた言葉は、少しまだ危ないところがあるのじゃないかなという感想を私は持つております。

そうした景気情勢の中で、こししの財政のあり方、特に借金が増えだして、国債が増えだして、またこれから発行される。それで金利が上がるのじゃないか。庶民は、素朴な形でそれも一つの生活不安の種と受け取つてゐるわけですね。

そこへ、今度はムーデイズの格付が下がる。スタンダード・アンド・プアーズは下げておりま

せんけれども、ムーデイズは、一度下げてダブルA1、そして今度はダブルA2かなんかに、もう一つ下げる。下がるたびに発行コストが、これはドル建てのものを下げたわけじゃありませんけれども、円建てに換へて下つていけば、国債マーケットではワンランク下がると、大体〇・二から〇・三の金利を払ふ必要がやいふか。それが、さらにまたワンランク下がると、またそれに〇・二あるいは〇・三の利回りをよくしなければならぬ。

と同時に、民間企業が頑張つてゐるNTTもトヨタも、今までは国債と同じように、最上位だったのが、国債が下がれば下がつていく。前は回さうでした。今回は必ずしもカントリー・シリリングというものが民間企業には影響しないようですけれども、しかし、国債の格付が下がるというこれは、一般の民間企業の資金調達にも決してこれはプラスになるはずはないわけですね。そういう格付そのものをよくするための努力。

予算委員会でも以前私が御質問させていただいたときに、金を貸している日本の方が金を借りてゐるアメリカよりも格付が低いというのは納得できない論理ですね、大臣はこうおつしやつたように思ひますけれども、私は今でも信じてゐます。今はお金を持つてゐる国が信用されるのじゃなくて、お金の使い方を知つてゐる、お金にお金を稼がせる、そういうノウハウと場所を持つてゐる国の方が世界から頼られるときなんです。田舎でいへばお金持ちのだんさんの家が信用されるか、あるいは、市の中で中心になつて企業起こしからいろいろな活性化に取り組んでいる、しかし資産のものは余りないという人が頼りにされるか。私は、世界の中で、この違いではないかと。これがやはり格付にも影響してくるのじゃないかと思ひます。

こうした六百兆円の国債、地方債合わせたの残高といふことは、税収でいえば、これは約十二年分ぐらゐ、家計に例えたら十二年先の給料を前借りしてことしのうちに使おうという、これは大変

なことだと私は思ひます。そして、国債という形でつて資金を調達しなければならぬ、赤字国債を出さなければならぬ、そういうときに、先日も質問が出ましたけれども、この八兆円を市中銀行から消化するといふことは、私は、何とか日本としてそういう事態を避けるべきではないかと思ひます。言つてみれば、十二年先の給料を借りて生活している家がとうとうサラ金に手を出したか、こういう目で世界のマネーマーケットから見られるのじゃないでしょうか。

決して、市中銀行は立派な銀行で、サラ金の金融機関とは違ひますけれども、しかし、れっきとした先進国の経済大国がそういうお金の借り方をするといふことは、見方によつてはサラ金からお金を借りるような行為にも似てくるといふことを私は申し上げてゐるわけですが、この点について大蔵大臣は、先日、予算委員会でも肯定的に答弁しておられましたけれども、避ける方法は全くないのですか。

もつと国債を多様化することによつて、短い国債、長い国債、この十年間に随分多様化が図られてきました。利付国債もあれば、今度は割引、ゼロクーポンタイプのものも出てきました。バラエティーで、かなりメニューはふえてきましたけれども、もつともつとそれに工夫を凝らして、そして、海外の投資家などの程度マーケットに入つてきてゐるのか、日本の国債にもつともつと外国の資金を引つ張つてくる、そのような工夫も私は必要ではないかと思ふのですけれども、こういう個人への売り込み、それから海外の機関投資家への売り込み、この点についてどういふ計画、戦略を持つておられますか。

○宮澤國務大臣 八兆円は、もう御案内のように、地方財政がどうにもいかないものでござひますから、いろいろ考えまして、国税の減税による地方財政の収入の減、地方財政そのものの減税による地方財政の減、その減の分につきまして、特別会計が借り入れをする、その借り入れは半分は国が持ちましよう。これは余計なことではござ

ますけれども、地方財政対策としては随分思い切ったことをしております、それが八兆円でございませう。従来でございませうと財投資金から借りる余裕がございましたけれども、余裕がございませう。その分だけひとつ市中で借りよう。

市中で借りようという話は、いかにも、どうもお待の立場からいいますと余り姿のいい話ではございませうけれども、ただ、一番安く借りられるのは市中でございませう。どこよりも安く借りられます。これは単年度、年度内の返済でございませうから国債というわけにもまいりませんが、国債よりも安く借りられるというのは事実でございませうし、市中も、恐らくこれは入札いたしますと大變に歓迎をするというのが現実だと思いますので、そういうことをする決心をいたしました。

当面に関する限りだれもみんなハッピーだというような結果になるわけですが、まあ、余りこういうことはやってほしくないね、外国でも取りざたされるよと。取りざたされるのは、日本の金利というのがそういう状況になっておるといふことがいかにも不思議なことだという部分が本當は取りざたされているのだと思ひますけれども、まあ、余りしよつちゅうやうしてほしくないねというお話をございませうたら、それはそういう感じがいたさないわけでもございませう。

ただ、算術といたしましては、採算といたしましてはこれが一番安い金の調達方法であるし、また、入札参加者もこれを歓迎する。言つてみれば、そういう金利の状況というのとはお話をならなでございませうが、そういうことでございませう。

○岩國委員 市中銀行が歓迎するような環境をつくっているのが、私は、今の金融政策の過ちだと思つてゐるわけだ。コストはゼロで入つてくる、貸す方には貸し渋りで貸さない。結局、この差額というものは、中小企業じゃなく政府だつたら安心して貸せるという環境を政府みずからの政策でつくり出しているだけのことであつて、私は、余りほかの先進国にはこういう例はないのじやないかと思ひます。

そういう多額のお金をそういう貸し付けという形でもって政府に貸すということじゃなく、普通だつたら、短いものでも長いものでもマーケットで消化する、銀行はマーケットでそれを拾つて自由にポートフォリオを組んでいく、それがあべき姿。私は先ほど、東京のマーケットが世界の金融センターの一つになつてほしい、そういう努力をしておられるはずだと申し上げましたけれども、市中から借りるという環境をつくり出すことは、私は、あるべきインテリナショナルなマーケットとはちよつと違ふのじやないかと思ひます。

市中銀行に公的資金を投入し、ゼロ金利政策を提供し、そして貸し渋りを自由にやらせ、結果として、もうひれ伏してでも政府の八兆円をぜひ使わせてください、お使いください、そういう環境をつくり出しているのは、今の政府みずからの金融政策の欠点じやないかと私は思ひます。そして、そういう欠陥を持つ環境をつくり出しておいて、いや、市中銀行は喜んでくれますから、八兆円を困っている銀行から私は借りてあげるんだというストーリーは、私は、なかなか説得力はないのじやないかと思ひます。その点について、何か御意見がございませうたら。

○宮澤國務大臣 そういふ表現でおっしゃればそういうことでございませう、私のように申し上げれば私のように申し上げます。余り自慢のできる話ではございませう。

○岩國委員 この点はそれぐらいにしまして、大蔵大臣、今三百二十兆ぐらいの国債の残高がありますけれども、その中で外国が持っているパーセントは何%ぐらいですか。日本人以外。

○宮澤國務大臣 海外、三%だそうでございませう。十兆三千六百五十二億と記されております。

○岩國委員 外国人が持っている比率というのは非常に小さいと思ひますね、円の国際化という観点から見ても。そして、外国の金融機関をマーケットに引きつけるためには、やはり東京マーケット

の一番の武器は、魅力的な国債というものがあつたからこそ、こういう情勢の中でも外国のお金があるからこゝろ、株式も、もちろんそれはあります。しかし、ポンドマーケットではやはり日本国債ではないかと思ひます。

その日本国債の外人比率というものがまだ一けただといふのは、大變寂しい話じやないでしようか。やはりふだんからそういうところをもつと比率を上げておく努力をしていけば、市中銀行から借りる必要もなかつたかもしれない、あるいはトータルとしてのコストダウンをもつと図れたかもしれないと思ひます。

同時に、今度は逆の方向で、日本人が持っているドル建ての資産というのは今どれぐらいあります。株式、債券そしてドル建て預金、全部合せて。アバウトな数字で結構です。

○宮澤國務大臣 最初のお尋ねでございませうけれども、とにかくイールドが一・七とか一・八とかいうことでございませうから、外人に持つてくれといひませう、価格差を追うならともかく、なかなかそれは、こういう状況でございませうと……

それから、しかし同時に、先ほどもちよつとおっしゃりかけましたが、個人に持たせる、日本人の場合には外債も持たすけれども、日本の中でいへば、国債をもう少し割引債にして、短いものにして、そして個人に持たせるようにしろと前から言つていらつしやいます、それはそのように一生懸命励んでおります。

それから、日本が持つておりますドル債というのは、これは統計がいろいろに混雑してございまして定義がはつきりいたしてございませうが、三千億ドルといふことを言つております、意外に少ないように思ひますが、そういう統計が出ております。

日本人がドル建て預金で預けていらつしやるといふことは容易に想像できるわけだ。したがつて、私がお伺ひしたいのは、国債も円建てばかりでやらないで、日本の中には、ドル建て債券を持ちたい、ドル建て債券でも、聞いたことのないような小さな国とあるいは遠いアメリカの国債ばかりじやなく、日本国債をドル建てで東京の中で発行するといふお考えはないのですか。これは資金調達が多様化にもなり、また同時に、円建てであれば一・七、ドル建てであれば五・五とか六とかいふ表面利率の高さに引かれて外国の資金も入つてくる。ドル建ての日本国債を買わ

せて、それが、将来円のクローボレートも上がつてくれば、そのようなきにじやない。それといつても一・七%でいらつしやない、いらつしやないといつても、なかなか来てくれない。まず、ドル建てで玄關まで来てもらつて、そして将来には円建ての国債にもどんどん入つてくるようなそういう道をつくる、そういう努力をやるべきじやないかと思ひます。

同時に、先ほど申し上げましたように、日本の金融機関あるいは個人のお金持ちの人も、ドル建ての債券を持ちたいといふニーズはあるはずですから、何もシティバンクに行かなくても、何もメリルリンチに行つてアメリカの国債を買わなくても、東京で、日本の中でドル建て証券が買えるといふことも考えるべきじやないかと私は思ひます。大蔵大臣の御所見をお願いいたします。

○宮澤國務大臣 クローボレートが片つ方は一・八であり一・七台である、それに対して五%ぐらひはいたしませんと問題にならないのと思ひますが、そういう場合のコスト、それからもう一つは為替のリスクといふものを政府としてはやはり考えざるを得ないので、つまり、今の状況でございませうと、とにかく国内で一・七とか八とかいふオーバーバーで取引されているといつたような状況でございませうと、今のような外債という、外国

デノミネットの債ということにはなかなかないことではないのか。現に大蔵は余りそういうことをやっておらないように思いますけれども。コストの面から、為替リスクの面から、そういうことを今考える段階ではないのではないかと思っております。

○岩國委員 大蔵大臣のことですから当然、コストと言ふ場合には、何も表面金利の差だけでなくて、為替リスクも含めた上のトータルなコストというお考えで答弁していただいたのだと思ひますけれども、やはりそれは同じように、ビッグバンそしてグローバルマーケットに少しづつなじんできている日本の個人投資家、既になじんでいる日本の金融機関投資家、そういうところには、クレジットが日本の政府であればもっと安心して投資しやすい、為替リスクがたえあつたとしても。

今は為替リスクの上にクレジットリスクまで負いながら海外の証券に投資しているというのが実情でありますから、少なくともその二つのリスクのうちクレジットリスクについては、ないとは言いませんけれども、自分の国です、為替リスクという一つのリスクだけはあつてもいいのではないかと、そういう商品を提供した方がいいのではないかと、そのように私は思ひます。

次の質問に移させていただきますけれども、長銀の問題、それからそれ以外の都市銀行に対する公的資金の投入。

私は、公的資金というのは税金にはなっていないけれども来年の税金のことを意味しているわけですから、国民の負担においてそういうところに公的資金を投入するのであれば、銀行が持っている優良株、上場されている株式を、銀行は、長銀の場合も二兆円以上持っている。ほとんどの大手都市銀行は、上場した優良株、N T Tとか日立とか東芝とか、毎日毎日市場で買われているような、そういう優良資産を何兆円と持っている。その優良資産を買い上げて、そして金を渡す、そういうやり方に切りかえるべきだと思ふん

です。国民の負担において、将来税金で返すような借金で銀行に公的資金を渡すのではなくて、公的資金を渡したらちゃんとそれに見合う分だけの株式を受け取る。預金保険機構あるいはどこかの信託銀行に預けて、その株式を担保にし、見合ひにした国債を発行すべきじゃないかと思ふのです。

以前梶山さんは、N T Tの株なんかを担保にしていると、そんな提案をされたことが一年半前にありましたが、あれは国債の担保に既に入つていいるN T Tを、担保の横取りになるからよくないとの案については私は思ひました。

しかし、今都市銀行がいろいろな意味で反感を招いている一つの理由は、本店は持っている、株式はもう何兆と持っている、株式を持ってもいい私の税金をなぜそういう株式を大量に持っている銀行に渡さなきゃいかぬのか。これも素朴な庶民感情じゃないかと思ふのです。「豪邸に住んでいる人の借金を隣の私がなぜ払う」、こういう気持ちは今でも変わっていないんです。豪邸に住んでいて株式もたくさん持っているのだったら、その株式を町内会に、納税者にまず差し出すべきじゃないでしょうか。

かといつて、それをばんばん毎日毎日マーケットで消化するというと株式市場もたまつたものじやありませんから、それは凍結して、共同証券、証券保有組合、これをやつて成功した例もあります。もう一度、私は平成の証券保有組合、そして共同証券構想で株式市場の立ち直りをと。

そして、国債にばかり頼らないで、転換国債、銀行の株式を担保にして、納税者の負担にならない国債を発行すべきじゃないかと思ふんです。発行するときは国債、しかし、マーケットが上があれば国民は転換するでしょう。転換する見合ひの株式はもうちゃんと用意してそこに積んであるわけですから、政府が損するわけでもないし、銀行が損するわけでもないし、投資家が損するわけでもない。そういうことによつて国債を少しでも、国債という名前が出ますけれども、それは償還をし

なくても済む国債を発行すべきじゃないかと思ふ。

転換国債というのは世界には例がありませんけれども、なぜ世界に例がないのか。先進国で、株式を大量に持ったまま倒産した銀行がないからです。そういうふうな金融行政をやつた国がないからです。日本は確かに特殊です。特殊だからこそ特殊な条件をうまく活用すべきじゃないかと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○越智国務大臣 朝日新聞「論壇」にお書きになりました先生のあの論文と申しますか御提言は読ませていただきました。私どもはやはり、もう今はあらゆる知恵の時代でございますから、先生方のそういう発想を前向きにとらえて検討していかなくさいけないかと思ひます。

実は今、先生がおっしゃいましたように、世界の銀行に比べると、日本の銀行は株式の持ち方が多うございませう。今四十二兆ございませう。そして、これだけの株価の水準になつてきたものですから、十兆まではいかなければ、かなりの含み益は出てきたと思ひます。

他方、来年から時価評価の時代が迫りましたので、今持ち合ひの株の放出が結構多いので、七月の統計でございませうが、銀行の関係だけで見ると売り越してございませう。かなり、二倍ぐらゐの売り越しになつてございませう。

ですから、先生がおっしゃる通りに、銀行の持っているその株をどこかに、組合をつくるか機構をつくるか、集中する、ただ、それが強制的にできるかどうかは問題がありますけれども、そして、それを担保に、先生は国債とおっしゃいましたけれども、むしろそういう場合には、一種の政府保証債みたいなものでその買い上げ資金を徴収して、その政府保証債みたいなものを、株式が全部そろつたところで、先生がおっしゃる通りに、

投資したいに組んでやるかどうか。ただ、今、先生よく御存じのように、投資が相当出ておりますので、正直言つと、投資のもううちよつと先の姿を私どもは心配しながら見ておりますものですから、何かの格好で、おっしゃるような、株式を担保に物を考えた方がいいのじやないか。

ただ、その場合に、万が一がらと来たときは、ではだれが面倒を見るか。結局、やはり政府保証債という格好をとらないと、その懸念があるものですから、やれないな。そんなようなことも考えながら、前向きに検討をさせていただくべき貴重な御意見だと思つております。

○岩國委員 長官の方でそこまでお考えいただいているのでしたら、ぜひさらに研究、その準備を進めていただいて、これはやはり国債とか政府保証という債券であるからこそ、海外の投資家が万一のときでも安心だと。国債を買う感覚、それから、転換国債の場合には、普通のストレートボンドの二・七より低い金利でいいわけですから、

一%でコストが調達できる。そして、マーケットが上があればそのまま償還する必要もない。いい方に行けば低金利で資金が調達できて、しかも国民の負担に全くならなくて、ですから、そのような形で工夫することが必要ではないかと思ふのです。

やはり今は、金がなければ知恵を出す時代だと思ひますから、そういう知恵を出して、国民のそういう、また公的資金を入れるのですかという批判をかわす意味でも、銀行もちゃんと渡すものは渡しているのだと。そして、一般の金余りの中で、

国債の安心と将来の値上がりの妙味、そういう商品を提供して、たンスの中に眠っている、仏壇の引き出しの中で眠っている、そういうふうなお金を動員すべきじゃないかと私は思ひます。自説にこだわるようですけれども、ぜひそういう方向で検討していただいて、そして、銀行のリストラにもこれは貢献することになるので、長官には申し上げるまでもない。

そうした、日本の銀行だけがいつまでも株式をたくさん持っていて、予算委員会が私に質問しましたけれども、営業目的のために必要な株だとか政策目的のために必要な株式だ、こんな、よその国で通用しないような言葉を使って説明しな

いかぬ。そういう出っ腹の体質の出っ腹部分を早く解消するためには、私は、今の銀行は公的資金の投入を待っている、だからこそ銀行を説得することが出来るわけで、これがまた二年、三年して景気がよくなる、株価もよくなる、そうすると、銀行のリストラ、リストラというのは、人減らしてはなくて資産のリストラ、これを進めなきゃいけないと思えますね。

ですから、日本の銀行の体質改善、今のようなピンチの中にチャンスあり、今こそ銀行の体質改善というのを進めるべきではないか。その方策の一つとしてぜひ、長官が先ほど御理解をいただいておりますような転換国債という形で、一般大衆に喜ばれる、ああ、政府はこういう商品もつくってくれた、税金の負担をこれだけ少なくするようになってくると、税金の負担をこれだけ少なくするようになっているのだという努力を評価されるような施策をぜひ実現していただきたいと要望して、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○金子委員長 次に、渡辺喜美君。

○渡辺(喜)委員 渡辺喜美でございます。大臣におかれましては、夜なべの連続で、まことに御苦労さまでございます。一時間与えられておりますが、できるだけ早目に切り上げさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

二年前の九八年十一月十七日、緊急経済対策を発表いたしました。と同時に、ムーディーズという格付会社が日本の国債の格下げをいたしましたのであります。当時、たしか一・六%ぐらいの利回りだったかと存じますが、この値段が下落して、長期金利が暴騰するというのがございました。今回、またしてもわけありげなムーディーズの、円建て債格付を引き下げ方向で見直し、こういう発表を過日したところでございます。理屈の上では何となく当たっていいようなところがないわけでもない、非常に悩ましい話でございますが、大臣は不快感を御表明されたと聞いておりますが、この問題について、再度大臣の御見解を明確にお聞かせいただきたいと思えます。

○宮澤國務大臣 これは、渡辺委員のことです。つしやいますから、その後に出ましたスタンダード・アンド・プアーズの発表もごらんいただいておりますと思えます。私がムーディーズを読んで感じました一種の反論は、大体、スタンダード・アンド・プアーズにはほぼそのとおり出ておりまして、同じものを見るのにもいろいろな見方があるものだということになりまして。

つまり、一言で言えば、一言で言うわけにいかないかもしれませんが、日本は大債権国でありますし、これだけ外貨準備は持つておりますし、何しろこれだけの、落ちぶれたといってもやはりイワシとタイは違いますから、その中で日本の国債に疑いを持つというのは、どうも甚だ心外だというように思っていますけれども、それは、スタンダード・アンド・プアーズが言っていることと大体同じようなことでございます。

○渡辺(喜)委員 今、尊王攘夷論みたいな見解が急速に勢力を増しつつあるような気がするのです。つまり、政治的には対米従属からの自立という大変格好いことを口にされ、なおかつ緊縮財政と構造改革が先だ、そして金融の量的緩和はまかりならぬと。つまり、政治的なアメリカからの自立と、経済政策的に、アメリカにお金流れ込まなくてもいいんだという、ある意味では非常に理論的に一貫した意見のように思えるのでございます。

〔委員長退席、根本委員長代理着席〕

アメリカ人は、貯蓄率をマイナスにしてお買い物をして続けているわけですね。したがって、貯蓄率がプラスになると経済成長がマイナスになるという心配もあるわけでございます。

一方、株が高いうちは、アメリカでは株がいわばお金がわりになっているわけですね。例えば四〇一Kとかストックオプションとかですね。実際、アメリカでは国内で物がつくれませんから、どんどん輸入をする。そういたしますと、貿易が赤字になつていく。大体ことあたりは四千億ドルぐらいの赤字になるのじゃないか。ということ

になりますと、他国の貯蓄を輸入しないとやっていけない、ファイナンスをつけてくれる人がいないとやっていけない、そういう事情もこれはあるわけですね。

一方、日本は十兆円から十二兆円ぐらいの黒字を抱えている国で、黒字国が赤字国の資産を取得するというのは、ある意味で当たり前のことでありうと思うのです。したがって、中には、アメリカの世界戦略の中に組み込まれてしまったんだ、積極財政とゼロ金利はまさにその戦略の一環なんだ、こういうおどろおどろしい解説をする人もいらつしやるのですが、私は、日本の国益を考えて日本の政策は立案をすればいいわけで、日本の国益はこういうことですよという立場がはつきりしておれば、逆に政策のすり合わせというものは容易になつていくのではないかと気がしておるのでございます。

そこで、過日G7で円高懸念の共有という日本の主張が盛り込まれたわけでございます。日本にしてみれば、アメリカのドル資産を持つているわけですから、アメリカがインフレになつてその資産が目減りをしていく、ドル安・円高ということになったら、これは国民の富が消えてなくなる話ですから当然のことなのでございます。この表現を盛り込むに当たって、アメリカの方から、追加的な財政政策をさらにお願いますよとか、あるいは量的緩和をもつとやってちょうだいとか、そういういったお話はあつたのでございましょうか。

○宮澤國務大臣 せんだつてのG7の話がございましたので、先ほどおっしゃいましたことに関連して申し上げますけれども、グリーンズパンがこういう、向こうから見ますと、今ちょうど渡辺委員の言われたことなのでしようが、要するに、株式が高騰して国民の間に資産効果ですか、ウエルスエフェクトというものが出るところが、これが購買力になるのだけれども、このウエルスは、サービスの結果でもないし、物の生産の結果でもない。そういう意味では対象なしに生まれた購買力であつて、したがって、それは、輸入を呼ぶか

あるいはサービス価格を上昇させるか、それが行きようのない購買力だと。確かに理屈はそうだなと思いましたが、自分が心配していることの一つは、ウエルスエフェクトが購買力になった場合には、資金が上がるか輸入がふえるか、どうもそれが避けられない状況だ、それを自分は言いたいのだという話をしておりましたから、今渡辺委員のおっしゃいましたようなことはございまして思っています。

その次のお尋ねですが、これはせんだつてのG7というふうにお聞き取りくだらないで、日米の間には絶えず対話がございまして、昨年からでございますけれども、もうちよつと日本は金融の緩和ができないのかというようなことは、議論をしておりますと、申します。しかし、日銀總裁のお立場からいいますと、金はもう掃いて捨てるほどあるわけでございますから、言葉は悪うございますが、そんなことを言われる筋合いはないだろうというふうな、まあ程度問題でございまして、けれども、そういうやりとりはしよつちゅうございまして。

いつどうということではなくて、そういうことをしよつちゅう議論をしておつて、お互いわかりながら進んでおるといふことでございまして、基調として、そういう物の考え方についてのディスカッションはしよつちゅう行われておるといふことでございまして。

○渡辺(喜)委員 大臣、もう昼間からずっと委員会に一日じゅう座りつ放しで、まだお食事もおられないと思ひますので、どうぞお食事に行かれてくださいませ。十分お体気をつけてください。御苦労さまでございます。

グリーンズパンの金融政策は、アメリカでは株がお金がわりになつちやうつていふことが前提にあります。アメリカでは、株の時価総額がGDPの一・何倍、二倍近いところまで今行つていっているわけですね。そうしますと、今大臣のお話にあつたように、資産効果というものが出てくるわけですよ。したがって、いかに株の過熱を冷やすかと

いうことについて、非常に丁寧な政策が今なされているのだからと思うのです。

所得が、例えば、アメリカでは、五、六%伸びる。一方、株価は一〇%から一五%高くなるというの、明らかに過ぎ過ぎたのです。したがって、資産価格の伸びを例えれば所得の範囲内に抑える、そういったこともあるいは考えておられるという解説もあるわけでございます。こうした非常に丁寧な資産価格についての金融政策をアメリカではとっているわけです。

植田教授にお尋ねいたしますが、アメリカの株がバブルなのか、あるいはそうでないのか。バブルだと軟着陸というのは非常に難しいのかもしれないが、バブルでないとすれば、軟着陸といいますが、株価の高度を下げていく、そしてこれが景気の過熱につながらないようにしていくというところはあるいは可能であると思いますが、そのあたり、どのような御見解をお持ちでしょうか。

○植田参考人 大蔵大臣のようにはうまくお答えできませんので、時々メモを見ながら失礼いたします。

米国株の行方という御質問だったと思いますが、ダウでいいますと、既に高値から一〇%強の調整を経ているわけですが、この先どうなるかという点に関しては、前もって予想することはだれにも困難であるということをおまじし申し上げてみたいと思います。

その上で、おっしゃいました軟着陸が可能かどうかということですが、現在の米国の景気に若干の過熱感があるかもしれない、その余波もあつて株が若干上がっている部分もあるかもしれないという場合に、さらに今後インフレが高進するのを、アメリカのFEDが未然に防止するというようなブリエンプティブといいますが引き締め政策に成功した場合には、景気過熱感が速やかに後退し、金利上昇も少しのものと済み、株価の調整も大したことなく終わるということになるのだと思います。そういうふうになるという状態

を軟着陸と呼んだとしますと、そういう可能性はまだ十分あるかと思ひます。

○渡辺(重)委員 とにかく、アメリカにお金を流すなどと言われても、アメリカの株価の急落は私もないとは思ひますが、ファイナンスする人がいなくなつてしまつたこれは金庫が空っぽになつてしまひます。そういったしますと、何が起るかわからぬということもあるわけなんです。したがって、これは政策のすり合わせというのはきちんとしていく必要があるわけだと思ひます。

そこで、翻つて我が国の状況を考えてみますと、今日日本でお金が行方になつてゐるのは国債なんです。昔は、土地本位制などといつて、土地がお金がわりになつておつたわけでございますが、土地の価格が大暴落をしまして、平成四年ぐらゐから国債がそれにかつて異常増発されてきた、こういうことがあるわけです。

したがって、国債がお金がわりになつてゐるわけですから、日本銀行は短期金利だけ見ていけばいいかといふ、もうそういうことじやなくなつたわけですね。国債の利回り、すなわち長期金利についても、日銀は重大な関心を払わざるを得ない状況にもう既に至つてゐるわけでございます。

そういう中で、日銀のゼロ金利政策というのは、去年の二月に国債の利回りが暴騰した、二・三%ぐらゐまでたしか上がったと記憶しておりますが、これを今の一・八%ぐらゐの水準に保つてきている非常に大きな要因であると思ひます。日銀のこれからとるべき政策について、先ほども植田教授が語つておられましたけれども、我々はよくわからぬですね。植田教授がかつて言つておられたことと、今の立場と、先ほどの話を聞いておつても、よくわからないのですよ、我々素人には。

実は、我々、植田先生には大変に期待をしておつたわけでございます。量的緩和やインフレターゲットをかつて主張しておられたわけで、それが、政策委員になられましたら、何か日銀オウム

に洗脳されてマインドコントロールされてゐるような感じを受けかねないのでございます。

そこで、先生と学術的な議論をやつてもしょうがないので、ひとつお聞きをしたいのでございませうが、日本の潜在成長率というのはどれぐらゐあるとお考えですか。それから、来年の消費者物価の上昇見通しはどれぐらゐだとお考えになりますか。

○植田参考人 極めて難しい御質問であります。まず、潜在成長率であります。我々といひますか、よくちまたである、経済の供給能力を労働者の数とかそこに存在する資本ストックというふうなものから割り出して、それがどれぐらゐ伸びてゐるかというやり方で計算しますと、一%台後半ないし一・五、大まかに一・五から二%ぐらゐという数字が出てまいります。

しかし、これをそのまま信じていいかといひますと、なかなか難しいわけでありませう。なぜかといひますと、二%近い潜在成長率があるといひますと、現在のGDPギャップ、大まかにいひますと、過剰設備ですね。これは非常に大きなものになつてゐるはずであります。そうしますと、物価は物すく下落してゐるはずであります。ところが、実際の物価はそれほど下落傾向はなく、最近では、それを見るに依存いたしますが、ほぼ上昇率ゼロ近辺を推移しております、若干マイナスであります。

というところは、ひよつとした潜在成長率もうちよつと低くて、経済的に意味のある過剰設備はもう少し少ないのかもしれない。そちらの極端をとりますと、〇%に近いような潜在成長率も場合によつては排除できないかもしれません。

したがらば、〇%から二%ぐらゐの御質問に対する答えは、〇%から二%ぐらゐのどこかなという非常に大まかなものであります。

これに、例えばですが、政府見通しの来年度一%経済成長という成長率見通し、さらにその両側にある程度の誤差がつくと思ひますが、例えばプラスマイナス一%ぐらゐ。そうしますと、現実の

成長率、潜在成長率それぞれにつきまして、数とおりの見通しが出てまいります。その相対によつて、これから先どれぐらゐ過剰設備がふえていくか、減つていくか、したがつて、物価への上昇、下落圧力がどうなるかということが決まつてまいります。

それぞれ合わせまして、頭の中でがちゃがちゃと計算いたしますと、そういう前提のもとでは、平均的には来年度の物価上昇率の予想値はゼロ近辺、さらにその両側、プラスに出ることもあるし、マイナスに出ることもあるというふうな結果が出てまいらると思ひます。

つけ加えますと、マイナスに出る可能性もかなり否定できないということですので、我田引水であります。我々はデフレ懸念がまだ払拭できていないというふうな判断しているわけでありませう。

○渡辺(重)委員 そういう話ですと、これは日銀の金融政策として、次の一手を考えざるを得ないのじやないか、そう思うのです。

したがつて、デフレ懸念が払拭されるまでというのは総合判断であつて、将来を見て判断するのだ、こうさつきおつしやられたのでございませうが、私は、新日銀法のもとで、新日銀は、透明性の確保と国会に対する説明責任、こういう二大看板をしようとしてゐるわけですから、やはり植田教授のような本当に世界的な頭脳が、ここではつきりと、従来先生が主張しておられた主張を再度明らかにして、日本銀行の政策委員会を引っ張つていくということが私は非常に大事だと思ひます。

先生が変われば、日銀が変わるのですよ。ですから、我々は、植田教授の同意人事にこだわつて、先生にわざわざこゝまで夜なべをして来てもらつてやつてゐるわけがございまして、どうですか、インフレターゲットは先生の従来の主張でございませうから、政策委員会がどういふことも決めていこう、そういうお考えはございませうか。

○植田参考人 いろいろな御質問があつたと思ひ

ますが、最後のインフレーターゲットに絞りましてお答えいたしますと、インフレーションターゲットイングそのものにつきましては、インフレーション目標を含めまして、あるいは政策決定会合での議論を含めまして、日本銀行内では、私が就任してからまだ二年にしかたっておりませんが、その間、かなり頻りに議論はされております。

その上で、おまえ、植田個人の意見を言ってみるということでありますならば、もしも目標インフレ率が、一部にありますような四%、五%、あるいはそれ以上のインフレ率を目指すというような政策でありますと、恐らくこれは国民の受け入れるところにならないであろうというのが私の考えであります。

次に、もう少しマイルドな、何%というのは人によって違いますがインフレ、あるいは人によってはデフレでもインフレでもない状態、こういうのを目指すようなインフレーションターゲットイングがあり得るかという話があるかと思えます。これにはいろいろなメリットがついてくるものであります。その詳細は避けたいと思えます。

これは、私が原則的に反対しているわけではなくありません。経済がノーマルな状態に戻ったときに、そういう政策を採用して、日本銀行の金融政策姿勢にある種の規律を課し、アカウンタビリティーを高めるといふようなアプローチは、当然真剣に検討されてしかるべきものであるというふうに考えております。

その上で、それでは現在、直ちにそういう政策を採用すべきかどうかというポイントが残るかと思えます。

仮にでありませんが、二%とか三%の、マイルドというふう感じるかどうかは人によって違うかと思えますが、インフレ率を目指すような政策をとることが望ましいかどうかという論点があるかと思えます。

これに対する私の答えは、一般論として望ましいかどうかは別にいたしまして、現在手元にある

政策手段を使ってそういうターゲットが達成できるかどうかということを考えてみますと、正直申し上げまして非常に微妙な話で、したがってしましても、仮にそういう目標が正しいものであったとしても、余り確度の高い確率で達成できるものではないなかつたと思います。それを約束してしまうというところは、どこかの時点でかえってクレジビリティのロスにつながってしまうリスクが大きいという判断をとりあえず持っております。

さらに、その上で申し上げれば、長くなって恐縮であります。現行の政策スタンスは、もう少し引ききまして弱々しいものではあります。ある程度はインフレーションターゲットイングな側面を持っています。すなわち、現在の金利をゼロにするということを言っているだけではありません。デフレ懸念の払拭が展望できるまでゼロ金利という緩和基調を続けるということとを約束したものであります。

これと、例えばですが、目標インフレ率ゼロというインフレーションターゲットの違いがどこにあるかと考えてみますと、目標インフレ率がもう一つ厳密には明らかになっていないという点、それから、目標インフレ率を達成するという点を必ずしも約束していない、ただし、到達するまではゼロ金利を維持するという、半分は約束に近いようなところでありますが、厳密に達成することはコミットしていないという点ではあります。一方、ある程度将来の金融政策のスタンスを明らかにしていく、それによってアカウンタビリティーをある程度確保するが高めていくという、インフレーションターゲットのメリットもある程度兼ね備えたスタンスであるかと思えます。

というあたり、ややアンビバレントな答えで申しわけありませんが、御理解いただけたらと思えます。

○渡辺(喜)委員 世の中はアンビギニアスなものですから、アンビバレントな態度というのがあるはずにしろ、今、財政赤字の削減と構造改

革、こういうのはいわばダイエツト療法と漢方体質改善療法をセットでやるような話なんですね。したがって、これは非常に時間がかかる話です。恐らく最低十年くらいはかかる話で、財政赤字を削減していくところには到達するまでに、恐らくあと二年くらいはかかるのだと思うのです。その間、一種の軍備管理、アームズコントロールみたいな形で、いかに赤字幅の増大を圧縮していくかという政策をとらざるを得ないわけで、そういったしますと、長期金利も含めた日銀の金融政策が非常に大きな意味を持つと言わざるを得ないわけでございます。

したがって、長期金利の悪化上昇に対し、日銀はそんなことは治せないのだと言ふのなら、そんな治せないような医者がたまたまやめてほしいのです。いずれにしても量的緩和というのは、今のゼロ金利下であってもできるということがY2Kで明らかになったわけですね。ベースマネーのコントロールはできないのだ、こういうのが日銀の従来の主張でありますけれども、決してそんなことはないわけであって、いろいろなオペ手段を活用すれば、幾らでもベースマネーをふやすことはできる、こういうことだと思えます。

先ほど植田教授の話の中で、ABSもオペ対象にするというようにお話ししましたけれども、このインフレーターゲットの中の物価の安定、これを図るためには地価の下落に歯止めをかける、こういう政策が必要なのでございまして、私はインフレーション政策ということ提案しているわけでございます。

したがって、中原政策委員や伊藤副財務官のようなCPIターゲット論とはやや異なる考え方を持っている人間でございまして、いずれにしても、今日の日本のバランスシート調整の過程で損失処理をとにかく早くし終えるというときに、地価が下がりだまらないうことがあったのでは、これはいつまでもたつてもバランスシート調整が終わらぬ、こういうことになるわけでございます。

質問通告のない話ばかりでまことに申しわけないのでございますが、物価の中に資産価格というのはどういう位置づけがなされているのか。

私は、このお配りした表でもおわかりいただけるように、日本の場合には土地の時価総額というのがGDPの三倍くらいあるという、世界でも極めてまれな、恐らくこんな国は世界に余りないと思えますけれども、土地の資産効果が経済に与える影響が非常に大きい国だ。したがって、この下落こそは日本のデフレ懸念の最大の元凶である、こういう立場をとっているわけでございますが、この地価の問題、いかがお考えでしょうか、植田先生。

○植田参考人 教科書的な議論で恐縮であります。金融政策の目標は、地価、株価のような資産価格ではなくて、通常の財・サービスの価格を安定化させるということでありまして、もちろんその中には、地価と密接に関係しておりますような賃貸料も、例えば消費者物価指数というようなものをとれば含まれておるわけであります。

したがって、そういうものを安定化させていくわけでありまして、一方で逆に、地価や株価そのものの特定水準での安定化あるいは特定水準に誘導するというような政策をとりますと、一般論としては、本来の目的であります財・サービスの価格の安定化に失敗してしまうということではないかと思えます。

では、だからといって、例えば地価、株価の動きを無視するかといえば全くそうではありません。地価や株価は二つの意味で少なくとも我々にとって重要である。すなわち、我々の金融政策、通常は短期金利のコントロールであります。これが経済に及んでいく一つのチャンネルが、地価、株価の動向であります。また、地価、株価の動向は、それとは別に経済の実体面に関する情報を我々に伝えてくれる鏡のようなものであります。したがって、将来の財・サービス価格の動向に関する重要な情報を含んでいるものであります。これは当然のことながら、毎日注視し、金

融政策運営に当たっているということでありま

す。
○渡辺(喜)委員 とにかく、早くやめろというサ
インが来ておりますので、できるだけ簡潔にやり
たいと思っております。

お手元に「地価連動国債」という二枚紙をお配り
してございますが、実は、何でもこんなことを思い
ついたかといいますが、昔、一九七九年でござい
ますが、野口悠紀雄さんが地価インフレに対する
一つの解決方法として地価インデックス債、こう
いうことを提案したことがありました。私は似た
ような発想で、地価デフレをとめるための国債と
いうものを考えてみたのでございます。つまり、
地価が下落すると元本が逆に膨らみますよ、地
価がインフレになりますと元本が縮小しますよ、
そういうたぐいのすつとんきような国債でござい
ます。

この表を見ていただければおわかりのように、例
えば、償還五年で年々五%ずつ下がっていくとい
うことになりまして、五年後にはキャッシュフ
ローで一二・三七と元本が膨らむ、こういうこ
とになるわけですね。一方、地価が一〇%ずつ上
がり続ける場合には、元本が五年後には三七に縮
小をしてしまう、こういうたぐいの話でございま
す。したがって、地価下落をヘッジしたい人は、
こういう国債をぜひ買ってみてくださいますと。

また、来年からは国債ビッグバンが始まりま
す。財投債みたいなものも大量に出回ってくるわ
けでございまして、また、郵貯や簡保のように長
期運用でやっていくところも時価会計でデイス
クローズしなきゃいかぬという問題もあるわけだ
すね。

そういったしますと、多様な国債をいかに発行政
策の中で取り入れていくかということが非常に大
事な政策になるわけでございます。こういう土地
国債を例えば十兆円ぐらゐ出してあげば、市場性
ができてまいりまして、地価に対する将来のいわ
ば期待インフレ率といえますが、市場の判断を見
ることができるようになるわけなんです。

したがって、こんなものを出して見たらどう
だ、こういう提案をしているのでありますけれど
も、大野総括政務次官、いかがでございませう
か。

○大野(功)政務次官 さすがにアイデアマンであ
る渡辺喜美先生の面目躍如である案だと思つて
感心して聞いていたわけでございますけれども、
問題点が幾つかあるのじゃないか。

一つは、土地が値上がりしたらいい人と悪い人
がいます。やはり土地が値下がりした方が自分の
家は建てやすいなどという皆さんもいらっしゃるわ
けでございまして。したがって、土地を大量に
持つておる方にとってはいいアイデアだと思ひ
ますけれども、第一に国民的なコンセンサスが得
られるのかどうか。

それから、政府としてまことにまた裂きになる
のであります。一生懸命景気を上げて土地の値段
を上げるような努力をしなきゃいけない。そうす
ると、努力をすればするほど、今度はタックスベ
イヤーのお金で払ってあげなきゃいけない、こう
いうようなまた裂きの刑に遭いますので、どうか
なというような感じもするわけでございます。

ここには、先生御丁寧にパーセンテージまで入
れてくれておりますけれども、一体このパーセン
テージ、どうやって決めるのだらう、こういう技
術的な問題もありますので、アイデアとしてはお
もしろいと思ひますが、首をかしげておるところ
でございまして。

○渡辺(喜)委員 いずれにしても問題なのは、大
都市圏の商業地の地価なんですね。これが下が
り続けるという場合には、恐らく損失処理、不良
債権の処理がいつまでたつても終わらない、こう
いう大問題があるわけですよ。

ことしの四月から、民事再生法というクレジッ
トカットの法律が施行されますけれども、聞く話
によりますと、大手の法律事務所の中には二百件
ぐらゐもう既に相談が来ておる。それこそ上場企
業みたいのところも、会社更生法じゃなくて民事
再生法でいきたいみたいな話があるようです。民

事再生法を適用いたしますと、これは損失処理を
一気にやるわけで、利益を吐き出し、内部留保を
吐き出し、それでも足りないければ資本金を吐き出
すという形で減資をして、資本金が少なくなれば
増資をせざるを得ないわけですから、そうすると
業界再編が一気に進んでいくという、日本経済の
負の遺産を払拭するには非常にいいことなんです
ね。

ですから、こういうバランスシート調整がきち
んと行われるためにも、これはもう大外科手術み
たいなもので、カンフルと輸血はきちんとやって
おかなきゃいかぬと私は思うのでございまして。カ
ンフルというのは財政政策であるし、輸血という
のは金融政策であります。ですから、こういうこ
とをセットでやっていけば決して問題先送りにな
ることはないのであります。

そこで、現実的な話としては、国債政策の多様
化の中で物価連動債が大事だと思うのです。利
付金融債みたいなところまではいったのだけれど
も、やはり物価連動債という、世界の常識、日本
の非常識の世界をきちんと開拓していくべきだ
らうと思うのです。こういう価格変動の少ない
国債を出しておけば、郵貯でも簡保でもあるいは
日本銀行でも安心して保有できるわけございま
すから、どうですか、この物価連動国債、CPI
インデックス債とお考えはございせんか。

○大野(功)政務次官 物価連動債でございますけ
れども、今物価が大変安定している、こういう状
態の中でニーズが出てくるのかな、こういう感じ
がまずするわけでございます。

それから、やはり、大蔵省というのは心配する
者ばかりそらっているのですから、物価が下が
ったときに一体どうなるのだらう、元本割れる
のかな、それとも初めから元本保証をしておかな
きゃいけないのかな、こういう話も出てまいりま
すし、インフレに対する長期のヘッジ手段として
持ちきりになるといふような観点からいたします
と、どうも流動性が低くなりまして、かえって発

行条件が割高になるのかな、こういう観点も考え
てみなきゃいけない。

しかしながら、いずれにしても、我々とい
たしましては、国債の多様化という面から、渡辺
先生の御示唆も考えながら、いろいろな面から国
債の多様化を考えて、国債の市場消化を円滑にす
るようによつてまいりたいと思ひます。

○渡辺(喜)委員 いずれにしても、これだけ大量
の国債をさばかなきゃいかぬという御時世でござ
いますから、御用金思想であつては絶対にいかぬ
のです。したがって、物価連動債なんというの
は、イギリス、スウェーデン、カナダ、オースト
リア、ニュージーランドで、もう九〇年代に導入
されておまして、いずれの国でもインフレ率が
目標範囲におさまつた。つまり、物価連動債を出
すことによつて、この物価連動債と通常債とのス
プレッドを計測すれば期待インフレ率の観測がで
きるようになる、したがってインフレターゲット
も十分に可能になる、こういうたぐいの国債で
ございまして、なおかつ郵貯や簡保や日本銀行も大
変ありがたい、こういうことであれば、私は、御
用金思想を捨ててこれはきちんと出すという方向
で検討をすべきであらうと思ひます。

こういうものは別に国会で法律を通さなくても
できるわけでございますから、大臣の腹一つでお
決めいただいていい話でございまして、ぜひ御
検討をいただきたいと思うのでございまして。

もう時間が迫つてまいりましたので、最後にデ
ノミについて大臣の御見解をお伺いしたいと思ひ
ます。
ミレニアムプロジェクトだから二千円札を出そ
う、こういう話なんぞでございますけれども、私は、
ミレニアムプロジェクトというからには、国会を
移転するとかそれくらいのことをやつたらいとい
思うのでございまして、経済の世界では、デノミ
ネーション、ゼロを二つ取るということは、私は、
今の日本の沈滞した旧勘定を新勘定に移行するとい
うシンボリックな意味合いもあつて、損失処理
がきちんと終わったころ、ゼロを二つとつて、円

中には、例えば二十万円持っているおばあちゃんか、二十万円しかなくなってしまうではありませんか、こういう御心配をされる人もいるのでございますが、百円を一両と言うからいけないのであつて、百円を一両と言へばいいわけでございます。そうすれば、二十万円持っているおばあちゃん、何と二十万円持つてゐる大金持ちになるわけでございます。

もし將來、いつかインフレの時代が来るかもしれませぬ。そういうときには、今から金準備をたたくさん確保をしておいて、日本は非常に金準備の少ない国でございますから、今金価格はそれほど高くないわけであつて、金準備を今の何倍かにふやして、いざインフレが来そうだというときには、千両小判とか万両大判とか、チャリンチャリンと大量発行をしていく。ちよんまげまで結う必要はないのでありますけれども、それぐらいのことを考えたらどうだということでございますが、大臣、いかがでございますうか。

○宮澤國務大臣 これは随分昔から支持論文がた
くさんございますし、また最近、自由民主党の中
でもそういうことを検討しようということになっ
たと承知しております。

メリットはよくわかつておりますが、前から私が思つておりますことは、デノミをやる、どういふふうに振る舞へばもうかるとか、どういふふうにやると下手をすると損をするとかいふ、すぐ損得論が、本なんか直ちに出来るようなことにならず、それは大変に人心を騒がせるので、町名変更みたいなものですというような理解がまずできてほしいなということが一つあると思ひます。

それから、昨年途中から私が言い出しましたのは、昨年の暮れにいわゆる二〇〇〇年問題というのがございまして、コンピュータがどういうふうに動くかという大変に世論を呼び起こしまして、大したことがなくてようございしましたが、コ

ですから、渡辺委員は、それをお考えになつて、岡と言われたのかもしれない。新しいデノミネーションになつてしまへば、その問題はございませぬが、同じ円でもつて通そうということになりますと、非常に難しいのだということを聞かされておりますものですから、党の方にもその点もひとつ御検討くださいと申し上げたようなところでございます。

〔根本委員長代理退席、委員長着席〕

○渡辺(書)委員　とにかく、今長い長いデフレのトンネルからようやく出口の光が見えてきた、そういう段階になってきたと思うのですね。ニューエコノミーとオールドエコノミーの、黒潮と親潮がまじり合うようなところで、今、日本経済が必死の苦闘をしているところだと思えます。ぜひ、平成の大デフレを克服される経済と財政連帯の臂をやっていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○金子委員長 次に、石井啓二君。

○石井(啓)委員 公明党・改革クラブの石井啓一
でございます。

きよう、私の質問時間は大変短いのでございますけれども、さらにその上に短縮してほしいという御要請を受けておりますので、あらかじめ用意いたしました質問を、ちよつとポイントを絞りました、場合によつてはちよつと順番を変えたりしてお聞きをいたしたいと存じますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、経済再生と財政再建の問題でございます

私どもも、基本的にこの立場をとっております。財政構造改革法に基づきます九七年度予算のように、急激に財政再建へとかじをとることは到底できないこととございます。民間主導の景気回復が確実になったことを見届けた上で、本格的な財政再建に移行すべきである、こういうふうに考えております。

一方で、ふえ続ける国債の残高に對して、やはり國民の間に漠とした不安が高まりつつある、こういうことも事実でございます。したがつて、私は、やはり景氣回復に全力投入をしながらかも、財政再建に向けての見通しといえますか、シナリオといえますか、そういったものを示していくことが重要ではないか、こういうふうに考えております。

そこで、財政再建への見通し、あるいはシナリオというのは大臣にお聞きしたいわけでございますが、大臣は、予算委員会で、経済が本格的な回復軌道に乗る確認について、これはたしか鈴木委員との質疑のやりとりの中で御答弁されたと思いますが、一度だけでは軌道と言わないわけで、少なくとも二度ぐらいは回つてくれないと安心できない、こういう御答弁をされております。

こういふところからいたしますと、まず、平成十二年度はプラス成長に戻して、その後二回ということになりますと、十三年度、十四年度は中立的な財政政策をとつて、この間財政再建のた

○宮澤国務大臣　そのようなお尋ねが鈴木委員からございまして、今おっしゃいましたような意味でのお答えを実はいたしておりますのですが、私自身も、その辺になりますと、実はいろいろ考えあぐねることがございまして、むしろ、そういう皆様から御教示を仰ぎたいような気持ちもございます。

というのは、恐らくそれは、財政改革というような簡単な問題にとどまりませんで、税制とか地方、中央の關係とかはもとより、日本の經濟全体の經濟社會のあり方みたいなものを二十一世紀の初頭において描かなければならないのではないかと、という感じがいたします。そういたしますと、やはりモデルが要るだろう。マクロモデルをつくつてやりませんと、なかなかそういう整合的なプランがかけないのではないだろうか。モデルをつくつたら当たるというわけではございませんが、それがありませんと、多角的な話でございますから、少なくとも計量的にたえ得るようなプランというものはできないのではないかとということになりますと、その仕事だけで実は一年ぐらかかるのではないだろうか。

したがって、そういう仕事そのものは、ある程度日本の経済が、多少のゲスを含めながら、正常になったなというところからは、モデルというものを、これこそ新しい行政改革でどういう省庁になりますか、これはやはり国民的な仕事としてつくらないといかぬのではないかと、自分の頭の中で考えていることでございますが、そういたしますと、いつから始まったというのは、作業そのものはかなり時間がかかるので、多少早く始めなければいかぬのじゃないか。ただ、それにしても、フレームの見当が全くつきませんとできません。その辺のことは、私自身も確たる考えが定まりませんで、むしろこういうお尋ねの中から御教示

を得たいと考えておりますのが本意でございます。これは、鈴木委員に對しまして同じ感じを持つております。

○石井(警)委員 多分、なかなかお答えをしにくい質問をしたと思つておりますが、今後とも、先ほど申し上げましたように、経済再生と同時に、財政再建に向けての考え方というののぜひ御説明をしながら進めていただきたいと存じます。

続いて、昨日もこの委員会でもやりとりがございましたけれども、財政構造改革、こういう用語を、これは必ずしも財政の収支を均衡するという意味ではなくて、大臣はストラクチャーとおっしゃいましたけれども、歳出の項目の見直し、中身の見直し、こういうことでこの用語を使うとするのであれば、これは、経済を再生していく中であつてもやはりやっていかなければならない。ある意味で不斷でやっていかなければならない、そういうたぐいの事柄であらうというふうに思ひます。

私も、平成十二年度の予算、例えばミレニアムプロジェクトに見られますように、構造改革に向けての取り組みにも着手されていると思ひますし、また、私どもは行政評価制度ということをかねてから、早く導入すべきだということを主張しておりました、行政評価に基づく予算編成ということを志向しているわけでございますけれども、今言つたような意味におきます財政の構造改革、これに對する大臣のお考えというのを伺ひさせていたきたいと存じます。

○宮澤国務大臣 先ほど申し上げましたことの続きで申し上げますと、歳出面におきまして、第一、今まで考へておりましたことは随分違つたものにならざるを得ないと思ひますし、また、中央と地方の行政、財政の關係も、一から考え直すぐらゐなことでありまして、地方自治というののも成り立つていきません。もう一つ、場合によつて、日本経済とアジア各国の経済との関連といったようなものも積極的に考へていかなければならないかもしれないと思ひますので、そういう中から財政のあり方というのが出てくる、そういうふうな

なことではなからうか、こう思つております。

○石井(警)委員 それでは、続きまして、国債を平成十二年度大量に発行するわけでございますけれども、先ほどからしばしば指摘されておりますように、アメリカの格付機関が我が国の国債の格付を低下させる方向で見直しをする、こういうニュースもございまして、大蔵大臣がそれに対して、それはけしからぬと言つたのは当然の話でございます。私も、私もそう思つたわけでございますけれども、一方で、新債で三十二兆六千億円で、借換債も含めると八十兆円近い大量の国債を消化する。こういう中で、本當にこれがちゃんと市中で順調に消化されるのかしら、国債の値崩れ、金利の上昇というののなんだろうかと、こういう懸念があることも事実でございます。

そういう懸念の中で、昨年以來、国債の市中消化が難しくなるのではないかと、このことから、日銀による国債引き受け、こういう議論がございまして、きょうも予算委員会でもやりとりがございました。きょうも、これは宮澤大臣に申し上げるのにも釈迦に説法でございますけれども、戦前の高橋は清大蔵大臣時代の、あの一〇〇以上のデフレという状況の中で、なおかつ赤字国債を初めて発行して、それで何とかデフレを退治しようというときにやつたことについて、確かに日銀引き受けということが有効であつたと思ひますけれども、この今の状況において、既に大量の国債を発行し、そして、これからは中期的に考へると財政再建ということが非常に重要になつてくる、こういう状況下においての国債の日銀引き受けというの、まさに財政のモラル、規律を全く緩めてしまふ。

そういう意味で、私は、現下においてはこれはまさに禁じ手である、こういうふうと思つておるわけでございますが、大臣の御認識について伺ひをいたしたいと存じます。

○宮澤国務大臣 全く御同様考へておりますが、先ほどの予算委員会でも申し上げたのですが、やはりこれは麻薬だという感じがいたします。痛

みに耐えかねていつとき使うという、いつとき効果はあるとしても、どうも麻薬だと考へた方が、我が国の昭和の戦争に入るまでの歴史から考へても、どうもそうではなからうか。したがつて、やはりそういうことはあつてはならないと強く考へております。

言葉をかえて言えば、もしインフレーターゲット論というものが實際に行われるとした場合には、一番早い道はそういう道であらう。しかしそれは、そこでとまるという保証が全くございませんので。

○石井(警)委員 ありがとうございます。

では、最後に、きょうは日本銀行からお越し

先ほど日銀のゼロ金利政策についてかなり詳しいやりとりがありました。デフレ懸念が払拭されるまで、こういうふうになされていくわけですが、これも、この具体的な目安。先ほど植田委員のお話では、インフレ率がゼロということ若干おっしゃつておりましたけれども、私は、日銀が丁寧にみずからの政策を御説明されるという意味においても、このデフレ懸念が払拭されるというのは具体的にどういうことを考へになつていくのか、ぜひ御説明をしていただきたいと思いますし、それから、日銀としては物価の上昇率をどういうふうに予測をされているのか、お伺ひをいたしたいと存じます。

○山口参考人 お答え申し上げます。

デフレというのは、恐らく、一般的に考へますと、物価が全般的に下落し続けるという状態ではないかと存じます。

ただ、物価の変動には、当然、申し上げるまでもなくさまざまな原因がございまして、外部的なショックによつて変動する場合もございまして、また、昨今のように技術の進歩が非常に速い場合には、コストが下がるということで価格が低下する場合がございまして、これは、いわばよい物価の下落ということだと思います。

私どもが心配しておりますのはそういうことではございませんで、需給が余りにも弱い、あるいは需要が著しく不足しているというようなことを原因にして物価に低下圧力がかかる、そういう場合でございます。したがって、最近の政策委員会の議論におきましても、注目点の一つとしてしまして、民間需要、これは個人消費、設備投資などでございまして、そういうものが果たして十分な回復を示すのかどうかというところに一つポイントがあるのではないかと、こういう議論をしております。

そこで、物価の今後の見通し、いかんという後段の御質問でございますけれども、最近御案内のとおり、幸い卸売物価、消費者物価ともにおおむね横ばい、安定基調に入つてきているという状態でございます。

ただ、少し先を展望いたしますと、申し上げましたような民間需要の回復について、まだしっかりとした展望が出てきていない状態でございます。もし仮に、民間の自律的回復が非常におくれるというふうなことになりますと、先ほど申し上げました需給の弱さ、あるいは需要の弱さということから、物価に下落圧力がまたかかりかねない可能性がございしますので、そういうところに注目しながら、経済をよく見てまいりたいと思つておるところでございます。

○石井(警)委員 以上で終わります。

○金子委員長 次に、谷口隆義君。

まず初めに、国税職員の皆さん方の待遇改善と機構の充実ということで申し上げさせていただきます。たいというふうに思ふ次第でございます。

御存じのとおり、国税を取り巻く状況というのは、今次、経済、また社会構造の大きな変化、また国際化であるとか、機械化であるとか、高度情報化であるとか、いろいろな大きな変化の中にあるわけでございます。また、それにつけ加えて、近年、電子商取引であるとかインターネット取引であるとか、税の捕捉が極めて困難な状況になつ

ておるわけでございます。

従来から私も、外為法の自由化の折であるとか電子商法の法案の折であるとか、申し上げておったわけでございますが、国税の部門においても、そういう専門家のポストを十分の陣容で対応していく必要がある、このようにも申し上げたわけでございます。そのような状況の中で、国税の中に国際化専門官、また機械化専門官というような専門官ポストが設けられ、こしはらくの状況を見ておりますと、これも充実をされておるわけでございますが、しかしまだまだ十分な状況ではない。

また、税の滞納は今の経済状態も大きく反映いたしておるわけでございますが、税の滞納が大変多いわけでございます。とりわけ、消費税の滞納が、平成十年度におきまして六千四百六十六億円というような多額の滞納になっておる。税の徴収の現場は大変厳しいものがあるというように考えられるわけでございます。私も国会議員の前は公認会計士、税理士をやっておりましたので、税の徴収の現場に何回も出たわけでございますが、その当時に比べまして、昨今の状況は大変厳しいものがあるのだらうというように思っております。

そういう状況の中で、税というのは国の柱でございますから、国税職員の方々の士気が低下するとか、また当初予定の税が十分に徴収できないというようなことになりまして、国全体が大きな影響を受けるわけでございます。そういう意味において、行政改革の流れにはあるわけでございますが、国税職員の皆さん方の待遇の改善、また機械の充実をより一層図っていく必要があるのではないかと、このように思っております。でございますが、本日、国税庁から大武次長に来ていただいておりますので、そのあたりの状況を踏まえて御答弁をお願い申し上げます。

○宮澤内閣府大臣 国税職員の処遇につきましては、以前にも御発言をいただきましたが、御関心をお持ちいただいておりますことに感謝いたしております。

次長から御説明申し上げます。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。まず第一点目の、国際化、機械化ですとか、そういうものには的確に対応するためにポストの確保に努めるという御指摘につきましては、まさに御指摘のとおり、当庁として、経済取引の国際化あるいは機械化といった対応の必要性、重要性につきましまして、各方面の御理解を得て、国際化に対応するための国際調査情報官、あるいは情報化に対応するための機械化調査情報官、そうした専門官ポストの新増設等、機械の整備に努めてきているところでございます。

特に、平成十二年度におきましては、これらのほかに、東京局に、機械化事業に対する調査手法等を開発するための調査開発課、国際化事業に対する調査手法等を開発するための調査開発課、国際課税調査事業を管理するための国際調査審理官、移転価格課税事業の審理するための国際情報審理官等を新設するということになっております。

今後とも、国際化、機械化に対応するために、現下の厳しい行財政事情を踏まえつつも、所要の機械の整備につきましまして、関係各方面に御理解を得ていただくよう一層の努力をしていきたいというふうに思っております。

それから、第二点目の職員の処遇の向上の問題でございますが、これもまた先生から御指摘いただきましたとおり、税務行政を取り巻く環境というのは、例えば滞納一つとりましても極めて複雑な経済状況を反映いたしまして、例えばそうした滞納の整理ということも非常に困難の度を増しております。

しかし、そうした状況の中でも、やはり適正、公平な課税、歳入確保の要請ということにたえていくためには、職員の高い士気を維持していくことが非常に重要なことだと考えている次第でございます。これらを踏まえまして、当庁としても、職員の処遇改善につきましまして、これまで可能な限りの努力を払ってきたところでございます。

す。その結果、毎年上位級定数の確保をいただきまして、また機械面では、先ほども申しましたような国際化、機械化対応のポスト等、真に必要なポストの新増設につきましまして、関係方面の理解を得てまいったところでございます。

今後とも、関係当局に対しまして税務の重要性、困難性を訴えて、所要の機械の整備に努めるとともに、所要の職員の処遇改善に十分配慮し、努力していききたいと思っております。

○谷口委員 ぜひなお一層の御努力をお願い申し上げます。次に移りまして、これは従来から私、何回か申し上げたことがございますが、消費税の届け出の関係のことでございます。

消費税の各種届け出書及び承認申請書の提出時期が課税期間の開始日の前日までということになっておりまして、これが原因で納税者が思わぬ不利益をこうむるというような場合がございまして、そこで、この適用を、適用を受けようとする前事業年度の申告期限まで、ぜひ延長してもらいたい。これは何回か申し上げたのですが、これに対する反応が全くないというようなことでございまして、ぜひその観点で対応していただきたいというように思うわけでございますが、本日、主税局の主税局長に来ていただいておりますので、御答弁をお願い申し上げます。

○尾原政府参考人 今先生のお話のございました件は、税理士の先生方からもよく聞いている話でございます。特にございまして、消費税の課税事業者選択制度と簡易課税制度についての届け出書の問題が言われているわけでございます。しかし、私ども、税の性格を考えてみますと、やはりこれは特例措置でございますので、この適用の有無は課税期間の開始前に確定しておく現行の制度の考え方をとらざるを得ないのではないかと、それが適正な課税の実現のためにどうしても必要ではないかと思っております。

理由が二つございまして、一つは、消費税が転嫁を予定している税でございますので、課税事業者であるか否かというのは課税期間が始まる前に決めておきませんと、商品の値づけにどうしても影響が出てまいります。それからまた、簡易課税制度の選択について申し上げますと、簡易課税制度を選択するかしないかで、いわゆる記帳義務の内容に差異が出てくるというような問題があるわけでございます。今、納税者の方からいたしますと、後で設備投資なんかをした場合の税の損得のような話があるのかと思っておりますが、そもそも、これらの特例措置でございまして、中小企業者の方がどうしても事務負担にたえられない、そこを何とか簡素化できないかということをつくられている制度でございまして、それを選択するかどうかといいますが、納付税額が有利になるか不利になるかということであつてはいいけないのだからというふうに思うわけでございます。

いずれにいたしましても、このようなことが問題になっていくというのは承知しておりますので、この届け出の期限の問題については、こういった制度の趣旨でできているという内容を納税者の方にもよく理解していただくよう努めていきたいというふうに思っております。

また同時に、先ほど、事務負担に関する制度だと申し上げましたが、特に、税理士の先生が関与されているような納税者の方々でございまして、できるだけ初めから本則計算を選択していただくことは期待できないかというふうにも思っているところでございます。

○谷口委員 もう何回も同じ答弁が繰り返されておるわけでございますが、税の実態的な態様というところをよく知っていただきたい。

というのは、原則課税を選択するか簡易課税を選択するかというのは、やはり基本的には納税額がどちらが有利になるのかという観点で実態的には動いておるということを認識されながら、従来と同じ答弁を繰り返されているというところに、私は問題があるんだらうというふうに思っております。

ます。ぜひまた、実態的な状況に合わせてやっていただきたいというように申し上げたいと思います。

余り時間が、これとってしましますとないもので、次から参りたいというように思っております。

御存じのとおり、現在、会計ビッグバンと言われるような状況にございます。これは、二〇〇〇年三月期までに連結会計が入る。二〇〇一年三月期に、今回の税法でも改正されておるわけでございますが、売買目的の有価証券の時価会計になる。また、持ち合い株については、その翌年の二〇〇二年三月から適用される。また、年金会計が二〇〇一年三月から行われるというような、企業を取り巻く会計の状況が大きく変化をいたすわけでございますが、この会計の変化が経営のあり方を大きく変えるだろう、このように言われておるわけでございます。

現に、我が国の、日本の経営と言われておるような、終身雇用であるとか年功序列であるとかいうような雇用形態も大きく変わるだろうと言われております。この時価会計が導入されることによって、今現在、もう既に起こっておりますが、持ち合いの株式が放出されるとか解消されるような動きになっていく。また、従来は個別単独企業がベースになっておりましたが、これはもう、連結ということになってまいりますと、連結グループでの経営というようになります。

政府の方も、それをサポートするような意味合いもあって、今国会、企業分割の法制度も変えられますし、また、持ち株会社の制度もつくったわけでございますし、SPCであるとか、そういういわばこれからの大きな変化に対応できるように、分社化の方向をこの法制度で整えてやろうというようなことがあるだろう。そういうように、経営のあり方がこれから大きく変わってくるのだからというように思うわけでございます。

このような一連の会計制度の改革の背景にあるものは、国際会計基準を核とした会計基準の国際

標準化の動きがバックにあるわけでございます。一刻も早くそういうように我が国も合わせていかなきゃいかぬ、こういう要請から、今次、この数年間で大きく激変しようとしておる、こういう状況でございます。

そういう状況の中、今回、法人税法の一部改正で、売買目的の有価証券については時価法を適用しようというようになったわけでございますが、まず第一点、お聞きしたいのは、関係会社株式であるとか、いわば売買目的以外の有価証券については、今回、時価法が採用されないというようにしたことになったわけでございます。売買目的であるかどうかというのは企業が決定するもので、それから、そのあたりの企業の所有目的は、ある意味では恣意性が入るわけでございます。

こういう状況の中で、私は、すべて時価法を適用すべきではなかったのかな、このように思うわけでございますが、大蔵大臣、このあたりの御見解をお聞きたいというように思うわけでございます。

○大野(功)政務次官 企業会計の御専門家で權威でございます谷口先生の御質問、やや戸惑いながらお答えするわけでございますけれども、おっしゃるとおり、今回改正をお願いしております法人税法では、売買を目的とするものに限って時価で評価するというところでございます。それは、もちろん損益に計上する。では、売買目的とは何か。これもこれからの問題かと思えますけれども、やはり、相当の回数反復して売買する、あるいは専門のトレーダーがいて販売している、こういうような情景を思い浮かべていただければと思いますので、ある程度限定されたものになるのかなという気はいたします。

それはそれとして、お尋ねは、なぜほかの、売買目的以外のものについても時価評価制度をとらないのか、とつてみたかどうか、こういうような御示唆かと思えますけれども、この点、税の世界でございますと、基本的にそういう点に着目をしていないものですから、そこは資本勘定、バラン

スシートの問題になってくるということで着目していないということもありましようが、問題は、有価証券の値段の動向が、確かに保有者にとって大変大きな参考になるということは当然でございますけれども、国際的な動向、私どもの理解では、時価評価というのを当期の損益に計上しないで資本の部に直接計上する方法も採用されているというようにも聞いております。

そういうことで、企業会計の問題ですから、先生の方がずっと詳しいわけでございますが、税法の世界としての問題じゃなくて、企業会計の世界として、そういう資本の部に計上してもいいのじゃないかな、こんなふうに感じております。

○谷口委員 企業会計審議会の会長が、やはりこのようなことをおっしゃっております。売買目的以外の有価証券においても時価法を採用すべきではなかったかなというようにおっしゃって、これは私と同意見でございますので、そういうようにやるべきではなかったかなというように思っております。

それと、先ほども申し上げました、我が国の独特の株式持ち合い制度というのがございます。安定株主をつくらなきゃいかぬということで、金融機関であるとか、生命保険会社であるとか、こういうところが安定株主になりますと、株主総会が極めてやりやすいわけで、それ以外に持ち合いのいろいろ意味合いもあるわけでございます。

このような株の持ち合いが、時価法を採用いたしますと、これは大きく流れが変わってくる。先ほども申し上げましたように、売買目的の有価証券は二〇〇一年三月でございまして、持ち合い株についても、翌年には時価法が採用されるというようにも聞いております。

それでは、一体、持ち合いの株がどのくらいあるのかということになるわけでございますが、どうも聞きますと、上場企業と生命保険会社が保有する株式は、全体で百兆円ある。これが、九〇年の半ば以降、自然に株式の持ち合いが解消されるような方向に来ておるわけでございますが、今

次、時価法が採用されますと、一気に持ち合いの株が解消されるというようなことになるのではないかと、このような危惧をされている方がいらつしやいます。

これは、最終的には持ち合いの株が解消されるということはいいいことでございますが、これが一挙にこういうふうになると、昨年からことしの株式市場の商いの多さというのはそういう持ち合いの株が放出されているというところもあるようでございますが、このように、仮に集中して持ち合い株式が解消されるというふうなことになることに對してどのようにお考えなのか、お聞きしたいというふうに思います。

○大野(功)政務次官 確かにデータをもち合わせておりませんけれども、傾向としては持ち合いが下がってきている。ただし、時価法を採用したらどうなるんだというところはよくわかりませんが、仮に持ち合いが解消、それが急である先生おっしゃったわけでございますが、急な解消になるとすれば、株式市場の活性化にとって非常にいいことじゃないか、このように評価させていただきます。

○谷口委員 時価会計が入ってまいりますと、ROEという企業評価基準が相対的に低下するもので、すなわち、なるべく保有株式を売却した方がいい、こういうような動きもあるようでございます。

そういうことで、一つは、そういう持ち株を解消させるという意味合いにおいて、時価会計を導入するというのは大きな意味合いがあるわけで、だけれども、それが集中したときにどうなるのかなというような疑問を私は持つておるわけでございまして、質問させていただいたわけでござい

ます。もう一つは、これは公認会計士協会の方からも指針が出ておるようでございますが、販売用不動産の時価評価、今ゼネコンであるとか、いろいろ販売用不動産を持つていらつしやるところがござい

で評価しないというようになり。そのうちしますと、これはいろいろなところで大きな影響が出そうでございますが、これについて、政府側の見解と申しますか、所見をお述べいただきたいというふうに思うわけでございます。

○大野(功)政務次官 日本公認会計士協会では、その取り扱い案について公表されたと同つております。

棚卸資産をどう評価していくかという問題でございますけれども、企業会計の考え方とそれから税法上の考え方は、ちよつと区別して考えなきやいけないのじゃないかな。企業会計の方は、いわば債権者等の利害調整機能というのが一つあるというところから、当然ながらデイスクロージャーというところを重点的に考えておられると思います。ところが、税法の方は、やはり公平性とか中立性とか、あるいはとにかく適正な課税という言葉で表現させていただいたらいいかもしれませんけれども、公平とか中立とか、そういう観点から物事を考えているわけでございます。

したがって、法人税につきましては、企業会計原則にのつた会計処理に基づいて算定すること、これは原則として当然でございましょうけれども、適正な課税という観点から、必要に応じて企業会計原則とはちよつと異なつた取り扱いをするところもある。これが企業会計の考え方とそれから税法上の考え方との違いじゃないか、このように思います。

いずれにいたしましても、御指摘の問題点、課税の公平等の観点を踏まえながら十分検討していきたい、このように思っております。

○谷口委員 販売用不動産の時価評価というのはかなり大きくて、これは、優秀な会社というのか、余裕のある会社は、積水ハウスの例でいいますと、二〇〇〇年一ヶ月の決算で一千九百億円の評価損を計上した。これは余力があるからできるわけでございますが、余力のないところは大変な影響が出てくる、こういうような状況でござい

これは、税法上は損金処理が認められておるのでしようか。

○尾原政府参考人 これに伴います税法上の損金処理は認めておりません。

○谷口委員 そうすると、有税処理をしなきゃいかぬというふうになるわけでございしますが、今後これについて損金処理をするというふうなことを考えていらっしゃるのかどうか、御答弁をお願いいたします。

○尾原政府参考人 土地についての取り扱いでございますが、災害に遭つて滅失したとかそういう場合は認められておるわけでございしますが、今のようには評価の問題、土地につきましては認められておりません。これは貸倒引当金等と同じように企業会計上との違いがあるわけでございしますが、いまして、その土地を現実には処分されたときに初めて税法上は損金、こういう取り扱いになつてくるわけでございます。

○谷口委員 これは、評価損を上げない、また、税法は認めてくれないとなると、ダブルパンチになつてくるので、これは損金処理を認めてやるような方向でぜひ検討してもらいたいというように大蔵大臣に申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

その次に、きょうは日銀から山口副総裁が来ていただいておりますので、先ほどからインフレーションゲイン論であるとか調整インフレーションのお話が出ておりました。

これは何年か前になりますが、私は、新井将敏さん、大塚お気の毒な、お亡くなりになつたわけでございますが、あの亡くなる前の年に、たまたま新幹線に乗つておられますと、それで私の横にいられていろいろ話をしている中で、今の経済運営の話になりまして、どうしたらいいだらうなというふうな話で、そのときに彼が、もうインフレを起こす以外ないじゃないかな、こういうふうに僕に言ったのです。彼は経済通でございましたから、特に私の記憶に残つておるわけでございますが、今次ここへ来て急に調

整インフレーションであるとかインフレーションゲイン論であるとか、出てまいつたわけでございします。

先ほど大蔵大臣の御答弁にもございましたように、これはもう麻薬みたいなもので、例えばインフレを起こすことについては了解できるものじゃないというふうな御答弁をされたわけでございします。私も全く同意見でございまして、これはちよつとやまくな、このまゝいくとどうもそういうふうな兆しが見えてきたと。

私も先日選挙区に帰つておりました、六百四十五兆円という、国、地方を合わせまして十二年度末に大借金がある、大蔵省当局はもうこれが改善できないのではないかと、要するに、財政構造改革はできないのではないかと、半ばあきらめざるを得ないという感じがするというふうなことさき先日選挙区に帰つたときに言つていらつしやる方がおられたわけでございします。

そこで、今回のインフレーションゲイン論でございますが、物価上昇率に具体的な目標を定めて、その実現に強くコミットする金融政策の運営の方法が日銀内部で考えられておるといふようなことのようにございします。この中には調整インフレーションも含まれておるといふ感じが、もう一つは、日銀のアカウンタビリティというのですか、説明責任が問われておるといふ感じが、ふうに思つてございまして、そういう観点でちよつとお聞きしたいわけでございします。

先ほどお出でございましたが、ただいまの金融状況というのはデフレ懸念が心配されております。これが、今デフレが心配される状況にあるのかないのか、まず最初に御答弁をお願い申し上げます。

○山口参考人 お答え申し上げます。最近の物価情勢を子細に見ますと、卸売物価、消費者物価という代表的な物価指数が大体下げどまりまして、横ばいという状態になっております。卸売物価などは、原油価格上昇の影響も若干ございまして、月によつては〇・一%ポイントぐらゐ、わずかながらございしますが上昇する月も見

られるという状態になってまいりました。

したがって、私どもは、おおむね現状は物価下げどまり、安定基調に入つてきたというふうな考えでございますが、ただ、少し将来を展望いたしますと、需給バランスが弱くなるというふうなことが起きた場合どうなるかという心配を依然として持っております。

これは逆に申しますと、経済が正常な成長軌道に乗つていきますためには民間需要が立ち直つていかないと難しいわけでございしますけれども、個人消費、設備投資、いずれにいたしましてもまだ将来についてはきちんとした読みが難しいという状況にございします。したがって、まだデフレ懸念というのが何がしか残っている状態というふうな考えでございます。

○谷口委員 今おつしやつた需給ギャップの話でございしますが、これはとり方によつていろいろまちまちのようでございます。

それで、私が先ほど申し上げましたように、日銀のアカウンタビリティという観点からして、一つは、この需給ギャップについて客観的な指標を持ち出してくるというか、これを掲げるといふようなことは考えていらつしやらないのでしょうか。

○山口参考人 需給ギャップという概念が物価を分析する場合の一つの有力な道具立てになつておることは事実でございますが、近年、これは我が国だけではございまして主要国いずれにおきましても、需給ギャップというものを正確にとらまえることが随分難しくなつてきております。一つの理由は、技術の進歩が非常に速いものですか、設備の生産性というものがどれぐらゐのかはつきりわからなくなつてきているということもあらうかと存じます。

日銀の中でも需給ギャップというのを、これは大変気になるものでございしますから、いろいろな方法論、アプローチによりましてできるだけ正確にこれをつかまえないというふうなことで、かねてから勉強をし、かつ試算もしてきております

が、ただいま谷口先生御指摘のとおり、どういふ方法論を使うかによって得られる結果が変わって出てきてしまいます。しかも、その方法論によって生まれてくる差というのが、小さい差ではなくて非常に大きな差になってきてしまうものですか、余りそれだけでもって物価の動きを判断するといふわけにもまいらないといふふうに考えております。

ただ、どういふ方法論が考えられるのか、あるいはどういふ方法を使えばどんな需給ギャップといふのが計算されるのかといふようなことにつきましては、公表の是非を含めてよく勉強させていただきます。

○谷口委員 そういふ客観的に説明できるようなケースなんかがあれば非常に理解しやすいわけでございます。例えば、インフレターゲットイングのときの物価上昇率の問題がございまして、これを何%に抑えるというふうな。これは、インフレターゲット論というものはそういう明確な基準を出してほしいという要望が一方であるというふうなことなんだろうと思ふんですね。

これが一体どういふことなんだろう、最終的な結論はわかっているんだけれども、果たしてそれが今デフレ状況にあるのかないのか、インフレとは全くかけ離れた状況になっておるかどうか、そういう実態が余り明確に説明できないというところに一つ問題があるんじゃないかな。

そういうことにおいて広い意味でのインフレターゲットイング論というのが出てきているのではないか、このように思ふわけでございますが、これについての御答弁と、あと山口副総裁御自身がこのインフレターゲットイング論についてどのようにお考えなのか、これを含めてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○山口参考人 谷口先生御指摘のとおり、日本銀行の政策運営について、常日ごろから、どうしたら透明性を改善できるのかということは不断の研究課題として受けとめさせていただきたいと思っております。政策運営の考え方なりあるいは実際

につきまして、私も、政策委員会での議事の要旨を非常に詳細にまとめまして公表させていただくとか、さまざまな方法で世の中に明らかにしているつもりでございます。

ただ、政策のいわば目標そのものを数字で示す、ターゲットイングというふうな考え方は、これまでのところと違っていいないわけでございます。

世に言うインフレターゲットイングというのは、物価の上昇目標というのを数字で示すということになるわけですが、これはイギリスその他で現在行われておる方法は、正確に申しますとインフレ予想ターゲットイングといふべきものでございまして、一年先、二年先といった物価の上昇率を予想しながら、その上昇率を目標とする範囲におさめていこうという性格のものでございます。

一年先、二年先の物価上昇が基本的な数字でございまして、当然、それはさまざまな需給関係や外部環境や為替レートの変動や、そういう物価の背後にある諸情勢といふものを総合的に判断して政策を決定していくということにならざるを得ません。数字を示せば機械的に政策が出てくるというのでは決してない、そこに必ず総合判断の要素が入ってこざるを得ないというふうに私は考えております。

そこで、私自身はこのインフレターゲットイングについてどう考えるのかという御下問がございました。政策運営をわかりやすくするという点でメリットがあることは否定いたしません。しかし、逆に、現在のように経済の構造変化が極めて速いとき、技術進歩によるコストの変動が非常に速いスピードで起こっておりますときに物価の望ましい上昇率といふことをお示しするというのは、これはなかなか簡単なことではないというふうに考えております。

また、我が国の物価の動きというのは、ここ二十年間、二十年間というかなり長い時間の中で考えましても、欧米主要国に比べますと格段に安定的に推移してまいりました。欧米主要国の物差しを

そのまま輸入するわけにはいかないという事情もございします。

それから、最も重要な点でございますが、物価の目標を示し何故でもそれを実現せよということになりますと、先生が最初に御指摘されました調整インフレが持つ問題とこれはほとんど差がなくなってくるというふうなこともあらうかと思ひます。

そういうようなことをいろいろ考え合わせまして、私自身はこの採用に慎重に考えてまいりたいと思っております。そう申し上げた上で、私どもの政策運営についての透明性の向上を図るといふこの宿題については、しっかりと受けとめさせていただきます。

（委員長退席、閣下委員長代理着席）

○谷口委員 時間が参りましたので、これで終わらせていただきます。

○閣下委員長代理 次に、鈴木淑夫君。

○鈴木（淑）委員 自由党の鈴木淑夫でございます。

大臣、朝からの質疑でお疲れかと思ひますが、私がラストバッターでございますので、いましばらくおつき合いをいただきたいと存じます。

初めに、質疑通告をしていなかったのをごさいます。先ほど、渡辺喜美委員が終わりごろにデノミについて大臣に御質問申し上げたときのお答えがちょっと気にかかりますので、そのことだけ申し上げたいのでございます。

これは、実は予算委員会の基本的質疑のときに、やはり私がデノミについて大臣の御見解を伺いましたときにも同じことをおっしゃったのでございします。現在の円、例えば百円を新しく一円にするという場合に、円と円では区別がつかないよ、そういうコンピュータソフトはつくれないよ、こういうことをおっしゃったのでございします。これは私、まことに心外というか、どうしてそうおっしゃるのか理解に苦しむのでございします。

というのは、どこの国のデノミの歴史を見て

も、まず最初は新という字をつけるのです。円に対して新円にするわけです。ですから、コンピュータのソフトでも、円という単位と新円という単位が同時に入るわけですね。

おれも、フランス方式と申しまして、例えば今の一万円券の上に新百円というのを重ね刷りするのでございします。それを流通させます。そうすると、今の一万円券と新百円が重ね刷りされたのが同時に流通いたします。国民はそれを見て、だんだん慣れていくわけですね。相当な経過をたどると、今度は新百円というのをもた出します。そうすると三種類流通します。それで、だんだんだんだん旧一万円券はくたばれてきますから、流通から引き揚げられていく。それで五年たち六年年つと、新円というお札だけになってしまいます。

また、商取引法上も旧円単位で残っているのはほとんどなくなつてきますので、もう大丈夫だといふところで新の字を外すのでございしますね。

だから決して、大臣が御心配になつていらっしゃる理由で混乱が起きるとか不可能だといふことはないのでございします。そうでなかったら、諸外国であんなにデノミはできません。

それからもう一つ、コンピュータのソフトの切りかえに大変なコストがかかるというふうな情報が大蔵省の事務方からどこからか大臣のお耳に入つてやしないかと思つて、私は心配しているのでございます。

実は私の非常に親しい人の中に、金融機関のデリバティブスのコンピュータソフトをつくつてゐる男がいます。デリバティブスのコンピュータソフトというのはさまざまな通貨単位が入つていて、しかもその通貨単位間の為替相場が変動して、それからそれぞれの通貨単位の金利が違つて、しかも動くわけですね。

それで、その金利の差、為替相場の差をうまくいかくぐつて金もうけするのがデリバティブスでありますけれども、そういうソフトをつくつてゐる男から見ると、新円という単位の通貨をもう一

本入るるら簡単な話はないのだそうです。
なぜかという、まず百対一の固定レートでございませう。変動相場制でなくさんの通貨を入れるコンピュータソフトを扱っている人間から見ると、固定レートですからこんな簡単な話はない。しかも、両方の、円と新円と二つの通貨の金利が等しいのですから、こんなコンピュータソフトをつくるるら簡単な話はないと言います。
ですから、コンピュータソフトをつくるのがコストがかかると大変だという話も、私は要するに、コストがかかるのが嫌だという経営者の、自分の経営中心に考えた理屈がデフォルメされて出ているというふうに思っています。

〔橋下委員長代理退席 委員長着席〕

近年デノミをした国といえは、近所に、韓国もあればインドネシアもあればロシアもいるわけですね。あの連中だつてもコンピュータを相当使っているわけですね。それができていくわけですから、日本で、大臣がおっしゃっていますような、旧円と新円の混乱を起こすぞとか、コンピュータソフトの切りかえにコストがかかり過ぎるぞとかいう話は、ちよつと私はいかがかと思っております。

なお、自公のプロジェクトチームでその辺もきつちり今詰めておられますけれども、そういうことがあるというのを、先ほどの御答弁を伺いながらちよつと気になって、申し上げなければいかぬかなと思つたのでございませうが、もし何か御感想ございましたら。

○宮澤国務大臣 もう大丈夫だということになって、新というものを消してまた円になるわけですが、そのときになって昔の円をどう呼ぶのでしょうか。

○鈴木(選)委員 旧円と言います、そうなら。めつたに出てこない昔のは旧円と呼びます。○宮澤国務大臣 それは普通我々もそう呼んでまいりましたけれども、旧円というものをつくらなければなりませんね、コンピュータのコンセプトでそのときに新しく、そうでしょうか。

〔委員長退席 根本委員長代理着席〕

○鈴木(選)委員 おっしゃるとおりでございまして、切りかえるときは新円という名前のを円に変えて、ただ円と言つていたのを旧円に変えるだけのことで。これは簡単な話でございませう。
まあ、余りこれ以上、お疲れのところを申しわけございませう。

それで、質疑通告申し上げた財政赤字の話に入りたいと思うのです。

先ほど石井委員の質問に大臣がお答えになつておりましたのを伺ひしておりました、確かに大臣がいろいろ思い悩んでおられる難しいポイントだと思ひましたのが、どういう段取りで財政赤字を縮めていくかというやり方なんだろうと思つたのでございませう。

それで、一応自公の政策責任者会議で合意しており、また総理の諮問機関でありました経済戦略会議の答申の中にもあります考えは、いつも大臣がおっしゃってありますように、九九年と二〇〇〇年度は景気刺激型、その次は、民需主導型の成長が定着するのを見届けるという意味で、一年ほつきりやなくて二〇〇一年と二〇〇二年は財政中立型、それから二〇〇三年から六年かけてプライマリーバランスをとる、国債費を除いたところでバランスさせる。だから、最終的に二〇〇八年にバランスをとる。そうしますと、赤字が分散しない形になるわけにございませう。これが一応の道筋だと思つたのです。

〔根本委員長代理退席 委員長着席〕

大臣、私は、現実には財政赤字は相対的には来年度、平成十二年度から減り始めると思つております。そして特に財政中立型でやっていると、いかにうどんなに減り始めると思ひます。相対的にです、公債依存度とかあるいはGDPに対する比率、フローで見てですね。ストックの方はふえませんが、最終的にプライマリーバランスをとれば、ストックの対GDP比率はふえませんが、最後はそこへいくのですが、しかし、フローの方で見た場合、私は、財政赤字というのは、最悪期

は本年度だつたと思つています。

例えば、大臣よく御存知だと思つたのですが、一応、補正後の平成十一年度の公債依存度は四三・四％でございませう。それで、予算委員会に出ていたのですが、当初予算、平成十二年度の依存度は三八・四％でございませう。四三・四から三八・四にばんと下がるわけですね。

大臣がよくおっしゃいますように、来年度こそは大型補正を組まないでいいようにしたい、民需主導型の回復が始まると。その夢が仮に実現するとすれば、大型補正を組まないのですから、公債依存度は、十一年度の四三・四％でピークであつて、早くも十二年度には下がるわけですね。そしてその次二年間、財政中立になります。税金はふえてくるし、中立型ですから無理して減税したり歳出を伸ばしたりしませんから、これは公債依存度という相対的な形で見れば、ぐんぐん下がっていくはずなんです。

ですから、二年間は財政中立にするということ、は、二年間は赤字を縮めないとすることを意味しないですね。赤字はもう縮み始める、それも、財政刺激をして、しかし民需主導型の回復が始まる平成十二年度から減り始めるというふうに僕は見ております。

といひますのは、もう大臣は私よりもずっと長いこと日本経済を見ていらつしやいますからよく御存じだと思つたのですが、昭和五十四年度に、当初予算の公債依存度は三九・四％強、これはすさまじい高きだと言つたんです。仕上がりは、御存じだと思ひますが、三四・七％です。このとき、民需主導型の成長がようやく始動したものですから、税収が上がってきたりしまして、それから公共投資も繰り延べたりして、もう大丈夫な景気の状態が出てきたものですから、この五十四年度というのには仕上がり下がった。その下がった三・七がその前後のピークでございまして、その後どんどん下がった。もちろん、財政再建の努力もございしたけれどもね。
そういう状況だものですから、私は、相対的に

見れば、本年度が財政赤字の最悪期であつて、来年度から下がり始める。特に、大臣が期待し、私自身も期待している民需主導型の成長が平成十二年度の下期に始動すれば、これはそうなると思ひますよ。それから、法人税の税収なんかを考えましても、三年ぶりの増益が出るのはこの三月期でございませうから、これは来年度、法人税は伸び始めるんじゃないかというふうに思ひます。

ですから、私の頭の中では、二年間の中立的な期間を置くからといって、その間は財政赤字を縮めることを放棄しているんじゃないやなくて、それどころか、財政刺激型の二年目である平成十二年度から赤字が縮み始める、特に、相対的に見れば、公債依存度とか対GDP比率で議論すれば、そういうふうに見ておるのですが、いかがでございませうか。

○宮澤国務大臣 同じ前提に立つて考えまして、平成十三年度というものは、十二年度がかなり一過限りのものを持つておられますので落とせるものがある、そこは私もそう思つております、前提が間違ひなければ。

ただ、それから後、一つは、やはり年金とか医療とか介護とかいう、一般の社会保障の問題についてのコンセンサスがなかなかできておりません。随分言つてもできておりませんから、これができないままですと、これはどうしても財政負担にかなり重くなってくるだろう。もう負担も少なくする、給付も少なくていいよというような話になかなかならない可能性が高いという問題が一つ。

それからもう一つは、幸ひにして前提が成り立つておりますと、金利がやはり上がつていくだろうと思ひます。それは、この際の議論としては、国債費が上がるといふこと。

この二つだけがどうも私の頭の中でなかなか片づきませんで、弾性値の方は、これは鈴木委員の言われますように、随分赤字の法人がたふさふさつて、ぼつぼつ当期利益が大きくなつてきていますから、弾性値といひますか税収といひますか

は、少なくともある一時的にはかなり回復するかもしれない。最終的には一・一になるにしまして、そういう時期のことはありそうとは思いますが、どうもその二つの問題についての解決がなかなか難しいのだからということでございます。

○鈴木(逓)委員 二つの御懸念は、私ももともとなことだと思ひます。特に最初の、高齢化が進むに伴う社会保障費の伸びというのは非常に大きな要素であつて、私自身は、財政のプライマリバランスをとり始める二〇〇二年以降には消費税を上げていく以外にないというふうに考えております。

しかし、私は、消費税引き上げを始めない限り、どんな赤字がふえちゃうかという、必ずしもそうではないだろう、弾性値の話と、それから二つの御懸念の金利が、上がることは上がりますが、そんな大きな上がり方をしないんじゃないかというふうに思ひます。

きのう、例の財政の中期展望について申し上げましたが、これはもう大臣はとうに御承知のように、三つのキーバリエブルでできておまして、成長率が三・五です、弾性値は一・一です、したがつて、税収の伸びは三・八五です。三・五掛ける一・一で三・八五です。ところが、金利は四・五です。上にいます。四・五で税収の伸びが三・八五では、この差で、それだけで赤字が拡大していくのです。社会保障の話を別にしちゃつても、最初から拡大する仕掛けになつてゐるわけですね。

ところが、こんな予測ぐらゐ人騒がせな、間違つた予測はないと私は思つております。

どことが間違つてゐるかという、私は、三・五という成長率がそんなに間違つてゐるとは思ひませんと申し上げました。今三・五と言はれるとぎよつとするかも知れませんが、ついでこの間、九五年度は御承知のように三・〇%成長してゐるのですから、九六年度は実に四・四%成長してゐるのですから、設備投資が上を向いた途端に三・五%以

上成長したのですね、ついでこの間、それを例の九兆円の国民負担増の大デフレ予算でぶつぷしちやつて、二年連続マイナス成長にしちゃつたのですね。

ですから、デフレギャップが相当ある現状を考へますと、それは、一たび民需主導型の回復が主導した場合は、三・五になると言ひ切る自信はありませんが、三・五という数字はそんな途方もない数字じゃありません。ついでこの間、百兆円の不良債権を引きずりながら、バランスシートリセッションのさなかにやあつと立ち上がつてきて、平均して三・五以上のスピードを二年出しているのですからね。そんな途方もない数字じゃないのです。

ところが、弾性値一・一と金利四・五というのは途方もない数字だと思ひます。

弾性値一・一というのは、なるほど過去の十年間の平均をとれば一・一でございますが、大臣よく御存じのように、弾性値は大変な循環変動をしております。

最近の地方税と国税を合わせた税収のピークは、九一年度の九十八兆円でございます。それが補正後の本年度で幾らと予想されてゐるかといへば、八十三兆円と予想されてゐます。十五兆円も落ちたのですね。

これ一つ考へても、景気が一たび上に向いたときは相当税収が上がつてきそうだなというふうな常識的には理解できると思ふのですね。しかも、その間成長率がマイナスだったわけじゃないのですから。九一年度と本年度、九九年の間にGDPは曲がりなりにも上がつてゐた。それなのに税収が十五兆円落ちた。若干減税の影響もございませう。途中で増税もしてゐることもね。そこを調整しても落ちたといふことは、弾性値は一・一よりはるかに下、それどころかゼロを突つ切つてマイナスに行つちやつてゐるということでは。

ですから、十年間一・一を実現するためには、これから大変な弾性値の上昇が必要なきやそうならないですね。私は、今度は十年間一・一じゃ

ないかもしれない、もう少し低いかもしれないなと思つてゐますが、来年度以降、弾性値は景気回復とともに急上昇していくと思ひます。ですから、この財政の中期展望の一・一というのは、とんでもない、あり得ない、人騒がせな数字を置いていると思ひますよ。

それから金利の四・五、大臣が御心配の点ですね。これも、私はきのうもちよつと申し上げましたが、最近の物価の超安定から考へまして、それから、やはりこれからはIT革命がどんどん起きますから、今のアメリカもそうであるように、物価がなかなか上がらない。したがつて、予想インフレ率が上がらない。したがつて、長期金利は余り上がらない。言うまでもなく、予想インフレ率が長期金利を決める基本的な要素になりますので。

そういったと、私は、とても金利四・五なんというの、しばらくならないと思ひますよ、よつぽど日本が景気がよくならない限り。

近頃の例を見ましても、きのうも申し上げましたが、三・〇%とした九五年、四・四%とした九六年度、国債のクーポンレートは二・九でございませう。四・五よりはるかに下にありました。ですから、御懸念はごもつともでございますが、私は、今のよう考へるがゆゑに、社会保障費はじりじり上がつていくだろうが、それを打ち消すぐらゐ弾性値は上がるし、金利はそんなに上がらない。

これは算術の話で、さつき言ひましたように、三・五掛ける一・一で三・八五で四・五というから発散するのですが、これは弾性値を一・三と置いたら、ちよつとこでばつと暗算するとあれですが、一・三と置いたらもう四・五をわずかに上回るのです。弾性値一・三というのは簡単に出来ますよ、景気回復期には、大臣、いつか御答弁でおつしやつていたように、二とか三とかいう数字は出ますからね。

ですから、ましてや金利は四・五でなくてももう少し低いと思ふのですね。そうしたら、弾性値が

一・二か三でも、もうそこが逆転しますから、その分赤字発散型じゃなくなるのでございませう。そういう算術を私はしてゐるのですから、昨日はこの人騒がせな、政策意図の何にも入つていない、しかも予測としてこれは落第点の予測である、こんなものは発表するものではないと申し上げたわけでございます。だからこそ、生意気にも日本の国債のレーティングを格下げするなどという会社が海外にあらわれちゃうというふうに思ふ次第でございます。

私は、本当はこれを野党の皆さんとディベートしたいのですよ。だけれども、まだ委員長に向かつてディベートしますと言ふには早過ぎるかもしれないから。大臣とディベートするのじゃなくて皆さん方とディベートしたいのです。財政赤字で日本が大変なことになるとおしやるものだから、そうじゃないよということディベートしたいのですが、完全ディベート型にまだ委員会が変わつていないようでございますから、この件は後日、委員長のお許しをいたしてからディベートすることにいたしますので、もうちよつとお待ちください。

それで、ちよつと脱線して失礼をいたしましたけれども、私は、そういうわけですので、野党にあれだけ言われて防戦一方になる必要はないので、大臣方なら切り返さすので、切り返していただきたいと思ふのですね。私はかけをしていないと思ふので、つまり公債依存度ピークは本年度だ、来年度は少し下がるよ、その先はもつと下がつていくよというふう思つております。何か御感想ございませうでしょうか。

○宮澤(外)大臣 友あり、遠方より来るという思ひで承りました。

○鈴木(逓)委員 尊敬する宮澤大臣にそう言つていただいて、こんなうれいことはございませう。どうぞ、私のあれを御活用いただきと思ひます。

もうお疲れだからなるべく早くやめたいのですが、これでやめたら早過ぎると思ふので、もう一

間。三つ用意したのですが、一つ飛ばします。もう一問、外形標準課税のことです。

ちよつと私事にわたって恐縮でございますが、私は政界に出る前、十年近く政府税制調査会のメンバーをやらせていただいております。その終わりに、私は積極的に外形標準の法人事業税を新設して、これを地方税の中心とすべしという主張をしておりました。そして、自由党としても今、基本政策はそっちの方向を向いているのでございます。

ただ、これはいろいろ問題があつて、みんな考えているうちに横太郎税がばんと飛び出してきちゃったわけですが、私どもは、ああいう形になつた以上、早く全国一律の外形標準の法人事業税をつくらうという主張でございまして、それで、地方税法を改正してしまえば東京都も従わざるを得なくなりまして、地方税法改正という形で統一的な外形標準の法人事業税を入れようという考えでございます。

その場合に、難しい問題点が、御承知のように幾つもあるのですが、第一は外形標準として何をとるかでございまして。経済学的には付加価値が一番いいことは間違いないのでございまして、中立的という意味で。

例えば、人件費をとりますと労働集約的な産業に対して不公平になります。資本をとつたら資本集約的な方に不公平になります。事業所の数をとつたら流通的なところに不公平になる。不公平になるということは、そういう業種は非常な負担をこうむるということでございまして、売上高も不公平になります。非常に付加価値率の小さな業種に重い負担がかかります。

ですから、理論的には付加価値が一番いいのですが、付加価値の難点は、それをやると消費税とどこが違うのという議論になつてしまふ。これが難点でございますね。ですから、税制の中立性、業種別の不公平を起さない、産業構造にゆがみを起こさないという意味の税制の中立性を守ろうとすると付加価値なんです、付加価値だと消費税

税とどこが違うのという議論を誘発する。それが一つ非常に悩ましいところだと私は考えております。

それから、もう一つ悩ましいのは、景気がこういう状況で、何とか設備投資、個人消費主導型の成長を始動させないといけないというときに、これをかけて設備投資に悪影響が及んで、景気に悪影響が及んだら困るという点なんです、これについては大臣、私ども自由党は、非常に思い切つた手を考えております。

それは、御承知のように私ども、高齢者の社会保障、基礎年金、高齢者医療、介護、この三つだけは保険制度をやめて、保険料をゼロにして消費税で見るといふ主張をしているわけでございまして。生産年齢人口の医療保険なんかは保険制度で大丈夫でございましてけれども、それから二階建て、三階建ての年金も保険制度でいいのですが、この三つだけは保険料をゼロにしちやう、保険制度をやめて消費税で支えましよう。

そうしないと、少子高齢化が進んでいった場合に、結局保険料を払う方の人の数が相対的に減つて給付を受ける方がふえるのですから、保険料を上げるか給付水準を下げるか、あるいは赤字国債を出して後の世代に負担を先送りするかしか手になくなくちゃ。

だから私どもは消費税方式と言っているのですが、消費税方式を導入しますと、企業主負担、これもただになつてしまふ。私どもはそこを見ているのですよ。そのときに外形標準の法人事業税を入れる、同時に実行しよう、これが我が自由党の主張でございまして。

これをやつて、今地方交付税交付金で国税分の消費税のかんりの部分を地方に回してありますが、これはある程度引き戻したい。というのは、新しい法人事業税が地方に入りますので。そういう形で二つの大改革を一遍にやるといふ構想を持っております。

初めてお聞きになるかもしれませんが、そういうわけで二点、最初の、外形標準をどれを選ぶか

というものが大変悩ましい、テンタティブで結構でございますが、大臣、どうお考えですかということ、二番目の私どもの大きな構想についてどうお考えですか、その二点でございまして。

○宮澤内閣大臣 なるほど、事業主負担をなくしてそのかわり事業税をかけよう、それはトリックと言つてはいけません、それで負担をする方からいえば損得なし、こういうお話ですか。それはわかります、考え方としては。なるほど。しかし、政策目的が全然違うことになりまして、さあ、これはすぐに何も申し上げられません、なるほどと思ひます。

それで、外形標準のことでございますが、これは、実は正式には自治大臣がお答えなさるべきこととすから、宮澤がどう思ふかという私見として申し上げさせていただきますけれども、どういう標準をとるにしても、法人の六〇％以上が赤字でありますから法人税を払っていないというところ、それであるの国あるいは地方団体のいろいろ供与している利益はそのまま使つておる、何も税金を払っていないというところは正常な状態ではないではないかというのは、私はそここの理屈は間違つていないと思ひます。

そこは間違つていないと思ひますが、ただこの問題は、地方の商工会議所なり商工会なんかでやりまして、何しろ六割以上は赤字の方でございまして、ネットの増税になることは間違いないです。それで、今まで払つておる人は、特に得はありませんから、賛成だとも言つてくれないということ、討議をしますとまず勝ち目が無いということ、これを承知しておかなきゃなりません。したがつて、どういふ説得をもつて、ともかくこれだけの便益を受けていらつしやる限りは何かを払つてくだされいという、そこをどういふふうにな説得するかというところが一番難しい問題なのではなからうかと思ひます。

今度、石原知事があつたことを言われたことによつて、今まで税制調査会の中でずつとくすぶつておりましたこの議論が表に出てまいります

は、私は一つのメリットであるかと思ひますけれども、そうなりますと、まずどういふ課税をするかよりは、とにかく今まで全然払つていない六〇％以上の法人、それは概してほとんど中小企業で、それに新しい負担をせよというこの決心をどうやってやつてもらうか、こういう不況なときでありますだけに、なかなかそれを通していくことに難しさがあるだろうというところの方を実は悩んでおります。

○鈴木(淑)委員 一つだけ、今の御答弁について、念のためにもう一度申し上げたいのですが、それは確かに赤字法人にもかかります。それは負担になります、赤字法人といへども社会保険料の企業主負担は払つています。それで、そのうち、企業主負担といふのは、いわば人件費を外形標準にとつた例、法人事業税と本質的に同じことをやつておるんです。その点では、ポイントです。ですから、私が言つておるの、赤字企業にとつても増税になりませんよ、その辺の額でそろりとしていくのが一番現実的ですよというふうに申し上げておるわけなんです。

○宮澤内閣大臣 わかりました。御党の御主張からいいますと、それは一石二鳥のような大わざであります、さあ、ちよつとそこはよく考えさせていただきます。

○鈴木(淑)委員 ぜひよくお考えいただきたいと思ひます。

委員長に催促されるまでもなく、もう本当に、延べ十一時間以上たつております。大臣、まことに御苦勞さまでございました。お疲れかと存じますので、私の質問はこれで終わりたいと思ひます。

○金子委員長 次回は、明二十四日木曜日午後一時五十分理事会、午後二時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後十時四分散会

平成十二年三月六日印刷

平成十二年三月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K